

特集

2月24日(日)は朝霞市長選挙の投票日ですP.2
 税の申告は正しくお早めにP.4
 異性間暴力を防止しよう!!P.6
 議会だよりP.8

市長コラム	P. 13
情報 BOX	P. 14
ようこそ! あさかの生涯学習へ	P. 22
各種相談一覧	P. 28
わたくしたちの健康	P. 29
みんなすこやか	P. 30
市民伝言板	P. 31
PHOTO NEWS	P. 32



(左上:会場のロビーでポーズをとる新成人たち 右上:「二十歳のメッセージ」を読み上げる新成人代表の岩島さん、
 左下:新成人につきたてのおもちをふるまう青少年相談員と子どもたち 右下:会場に集った新成人たち)

チャレンジ
25
コンセントをこまめに抜こう

「チャレンジ25キャンペーン」とは、地球温暖化防止のため、CO₂削減に向けた具体的な行動の実践を国民の皆さんに呼びかける国民運動です。

smile すまいるエフエム
FM76.7MHz
FMラジオ周波数 FM76.7MHzでお聴きいただけます。

【朝霞市行政情報 放送時間】
 月～金曜日 7:00/11:00/16:00/19:00/23:00/2:00
 土曜日 8:00/14:00 日曜日 8:00
 すまいるエフエムホームページでも聴くことができます。

大雪の中を彩る新成人 —平成25年成人式—

1月14日(月・祝)、ゆめばれす(市民会館)で成人式が行われました。
 当日は近年まれに見る大雪で、大変足元の悪い中ではありましたが、新成人たちはそれぞれの晴れ着に身を包み、キラキラと輝く笑顔で会場へと足を運んでいました。旧友たちとの再会も成人式の楽しみのひとつで、「久しぶり!」「きゃー、元気?」といったとても楽しそうな声がこちらこちらから聞こえてきました。
 式典では、ときに凛々しくときに和やかな表情を見せてくれた新成人たち。あとで振り返ったとき、この大雪の成人式は忘れられないものとなるでしょう。
 今後、朝霞の若い力がますます力強く羽ばたき、社会の大きな活力となっていくことを願っています。

2月24日は

投票時間は
午前7時～午後8時

朝霞市長選挙の投票日です

問／選挙管理委員会事務局 内2412 ☎463-2444

投票できる方

この選挙で投票できる方は、平成5年2月25日までに生まれた方で、平成24年11月16日までに朝霞市に転入届をして、引き続き投票日まで居住している方です。ただし、公民権停止中の方は投票できません。

市内で転居された方

2月1日以降に転居届をされた方は、前住所の投票所で投票してください（郵送する投票所入場券に記載してある投票所です）。

投票所入場券のはがきを郵送します

入場券は、世帯ごとに圧着はがきで郵送します。
はがき表紙右下の部分からはがして開封してください。また、次の点にご注意ください。

- ① はがき1枚に世帯員4人まで連記してあります。
- ② はがきが湿っているときは、開封する前に十分に乾かしてから丁寧にはがしてください。
- ③ 投票するときは、あらかじめ

め入場券を切り離して、各自投票所にご持参ください。

④ 万一、入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿で登録が確認できれば投票できます。
※投票所は、入場券に記載してある投票所になりますので、ご確認をお願いします。

※入場券は、告示日（2月17日（日））前後に発送します。あて先不明などで届かないことのないよう、門や玄関に表札をお願いします。それでも、届かない場合（住所移動など）や選挙権があるかどうかわからない場合は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

※視力障害をお持ちの方は、お申し出いただくと、次の選挙から点字シールをはり付けた入場券を発送させていただきます。

選挙人名簿の縦覧ができます

縦覧日時／2月17日（日） 午前8時30分～午後5時
縦覧場所／朝霞市選挙管理委員会 事務局（市役所別館4階45番窓口）

選挙公報は新聞に折り込みます

候補者の政見などを掲載した選挙公報を新聞折り込みにより配布します。そのほか、市内の各公共施設や駅などにも備え置きます。

なお、選挙公報を手取できない方は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。2月20日（水）以降にお届けします。
折り込み新聞名／朝日、読売、毎日、産経、日本経済、埼玉および東京新聞の7紙

※選挙公報は、2月20日（水）までに有権者への啓発・周知活動の一環として、市ホームページに掲載します。

点字投票・代理投票をすることが出来ます

目のご不自由な方には、点字器と点字投票用紙をご用意しています。また、自ら候補者の氏名を記載できない場合は代理投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

開票は即日開票です

日時／2月24日（日） 午後9時～

会場／総合体育館
参観人／定員120人（朝霞市の選挙人名簿に登録されている方）

投・開票速報は市ホームページをご覧ください

パソコン

<http://www.city.asaka.lg.jp>

携帯電話

<http://www.city.asaka.lg.jp/mobile/>

公民館臨時休館のお知らせ

朝霞市長選挙に伴い、次のとおり休館となります。

公民館名	2月23日（土）	2月24日（日）
内間木公民館	臨時休館	通常の休館
東朝霞公民館		臨時休館
西朝霞公民館		

※東朝霞公民館および西朝霞公民館は、2月25日（月）通常の休館です。

期日前投票・不在者投票をご利用ください

- 選挙期日（投票日当日）に、次のような理由等で投票所に行くことができない場合は、期日前投票や不在者投票ができます。
- ① 仕事や学校などで投票所に行けないとき
 - ② 旅行やレジャーなどで投票区外に出かけるとき
 - ③ 病気やケガなどで歩くことが困難なとき

別表1 期日前投票の投票所、期間および時間

投票所	投票期間	投票時間
朝霞市役所（別館5階第5会議室） ※閉庁時も正面玄関から入場できます。	2月18日(月) ～ 23日(土)	午前8時30分～午後8時
朝霞台出張所（西弁財1-9-26） ※駐車台数が少ないため、お車でのご来場はご遠慮ください。		午前9時30分～午後7時30分 ※市役所と時間が異なりますので、ご注意ください。

※土曜日でも受け付けます。

別表2 郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳所持者	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級か3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳所持者	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証保持者	要介護5	

期日前投票をする場合

期日前投票所、期間および時間は、別表1のとおりです。※各期日前投票所において宣誓書（兼請求書）を記入していただいておりますが、事前に市ホームページからダウンロードにより印刷した宣誓書に、必要事項を記入していただき、

別表3 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

別表2の郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の障害のある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する方）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳所持者	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳所持者	上肢、視覚の障害	特別項症～第2項症

不在者投票をする場合

①朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法

ほかの市町村に滞在中の場合は、郵送で投票用紙等を請求する必要があります。

なお、郵送に時間がかかりますので、早めに請求してください。

※告示日（2月17日(日)）前でも請求できます。

②指定された施設（病院または老人ホーム等）で不在者投票を行う方法

不在者投票ができる施設に指定されている病院に入院または老人ホーム等に入所している場合は、その施設で不在者投票をすることができます。その施設が指定されているかどうかは、各施設長もしくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

なお、市内の指定施設は、朝霞台中央総合病院、朝霞病院、朝光苑、内間木苑、塩味病院、ケアライフ朝霞、つづじの郷、グリーンビレッジ朝霞の8か所です。

③郵便等による不在者投票を

行う方法
規定以上の障害（別表2・3参照）のある方もしくは「要介護5」の介護保険被保険者証をお持ちの方で、郵便等投票証明書を交付されている方は、郵便による投票ができます。

※郵便等投票証明書をお持ちでない場合は、あらかじめ申請し、証明書の交付を受けておく必要があります。

※手続き等の詳細は、お問い合わせください。

請求期限／2月20日(水) 午後5時



明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」

政治家の寄付は禁止！有権者が政治家に寄付を求めることも禁止！

寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄付を求めることも法律で禁止されています。

税の申告は正しくお早めに

今年も税の申告時期になりました。平成24年分の所得税の確定申告の受け付けは、

「2月18日(月)から3月15日(金)まで」です。

朝霞税務署では、平日(月～金曜日)以外でも2月24日・3月3日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います(そのほかの土・日曜日は受け付けできません)。

期限間近になりますと会場がたいへん混み合います。申告は早めに済ませましょう。

スタート

あなたの申告は…

平成24年1月1日から12月31日までに収入がありましたか。
※遺族年金、障害年金、失業給付などの非課税所得のみの方は「いいえ」にお進みください。

はい

給与所得者の方は勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されていますか(提出の有無については勤務先に確認してください)。
※給与所得者以外の方は「いいえ」にお進みください。

いいえ

平成24年中の合計所得が、社会保険料控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超えていますか。
※給与所得者の方で年末調整がお済みの方は「いいえ」へ、お済みでない方(年の途中で退職した方など)は「はい」にお進みください。

はい

いいえ

同一世帯内のどなたかの扶養になっていますか。

はい

いいえ

申告をする必要はありません。

いいえ

主たる勤務先から受ける給与のほかに給与・年金・配当・原稿料・報酬・不動産などの収入がありましたか。

はい

主たる勤務先から受ける給与以外の給与収入と給与以外の所得の合計額が20万円を超えていますか。

はい

いいえ

税務署に所得税の確定申告をする必要があります。

いいえ

市役所に市民税・県民税の申告をしてください。

※収入のなかった方や住民税がかからない方についても、申告をしていただくことにより国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料、ならびに児童手当など各種手当の申請、諸証明書の発行等の資料となります。

公的年金等に係る雑所得がある方はこちら

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下ですか。

はい

所得税の還付を受けるための申告をしますか。

いいえ

日本年金機構等から送付される源泉徴収票に記載されている控除内容に変更がありますか。

いいえ

申告をする必要はありません。

いいえ

はい

はい

税務署に所得税の確定申告をする必要があります。

市役所に市民税・県民税の申告をする必要があります。所得税に変更がない方も、控除額に変更がある場合は市・県民税などに反映しますので市役所に申告をしてください。

所得税(確定申告)の申告受付／税務署

申告書は自分で

還付申告は簡単な様式になっています。できるだけ自分で作成して、申告の期限内に提出しましょう。郵送(〒351-8601 朝霞市本町 1-1-46 朝霞税務署 個人課税部門あて)でもできます。

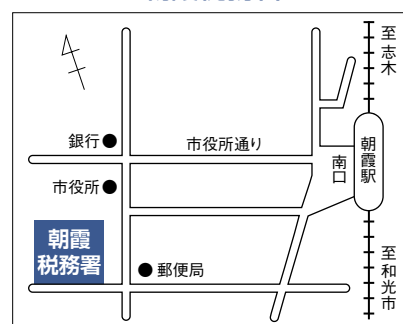
申告用紙は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用ください。

e-Taxについての詳しい情報は、e-Tax ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

また、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で所得税の確定申告の作成ができます。

朝霞税務署



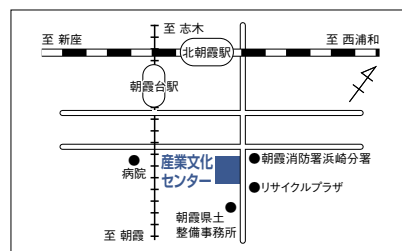
確定申告に関する問／朝霞税務署 ☎467-2211 (申告案内窓口)

市民税・県民税の申告は市役所または産業文化センターへ

市民税・県民税の申告受付日程

受付会場	受付期間および時間
市役所別館 5階大会議室	2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後4時(土・日曜日を除く) ただし3月3日(日) 午前9時～午後4時は受け付けを行います。
産業文化センター 2階研修室	2月27日(水) 午前9時30分～午後4時

産業文化センター



給与と所得者および年金所得者の所得税還付申告についても、上記のとおり受け付けています。

※事業・不動産・譲渡所得のある方、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、税務署での受け付けとなります。

市民税・県民税の申告に関する
問／課税課 内2233～7
☎463-2852～3

申告が必要な方

- 平成25年1月1日現在、朝霞市内にお住まいで平成24年中に所得のあった方(アルバイト・パートによる所得があった方も該当します)
- 平成25年1月1日現在、朝霞市には住んでいないが市内に事務所・事業所等を所有している方

申告が不要な方

- 給与以外に所得がなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方
- ※給与支払報告書は、平成25年1月1日現在お住まいの市区町村に送付されることになっています。
- 所得税の確定申告(還付申告を含む)をした方
 - 同一世帯内のどなたかの扶養になっている方
(世帯が別の場合は申告が必要な場合があります)

申告に必要なもの

- ①印鑑
 - ②給与所得者または年金収入のある方は平成24年分源泉徴収票等
 - ③事業所得等その他の所得のある方は帳簿類など所得金額が証明できるもの
 - ④平成24年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険税(料)・長寿(後期高齢者)医療保険料および介護保険料などの社会保険料の支払証明書または領収書
 - ⑤平成24年中に支払った生命保険料・地震保険料および平成18年末までに締結した長期損害保険料の支払証明書
 - ⑥医療費控除を受ける方は、平成24年中(1月1日～12月31日)に支払った医療費の領収書(保険等で補てんされた金額がある場合は、金額のわかる書類等)
 - ⑦障害者控除を受ける方(被扶養者を含む)は身体障害者手帳など確認できるもの
 - ⑧学生の方は、学生証または在学証明書
- ※郵送で申告される場合は、源泉徴収票・その他各種控除証

明書および領収書を必ず同封(のり付けをしないでください)してください。

申告されないと・・・

- 申告を忘れると、児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、年金の免除申請をするときなどに必要な証明書等の発行ができません。
- また、収入のなかった方についても、申告をしていただくことにより非課税証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料となりますので、忘れずに申告してください。
- ご家族の方があなたのことを税法上の扶養(申告や年末調整などで扶養に入れることで、社会保険などの健康保険の扶養に入ることとは異なります)に取りもれている場合もありますので、ご確認ください。この場合、ご家族の方の申告が必要となります。

確定申告不要制度(平成23年分から)

公的年金等に係る雑所得を有する方の中で、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の確定申告書の提出は不要となりました。

市民税・県民税の申告が必要な方

- 上記に該当する場合で、所得税の還付および確定申告の提出が控除適用要件となっている控除の確定申告をしない方(上記に該当する場合で、確定申告をすることによって源泉徴収税額を超える方は、確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告をする必要があります)
- 上記に該当する場合で、公的年金等の源泉徴収票の社会保険料等の控除額に変更または追加がある方

市民税・県民税の申告が不要な方

- 上記に該当する場合で、公的年金等の源泉徴収票の社会保険料等の控除額に変更または追加がない方

バイク・軽自動車の廃車・名義変更手続きは済んでいますか？

軽自動車税に関する

問／課税課 内2232 ☎463-2851

軽自動車税は、毎年4月1日に次のものを所有している方に課される税です。自動車税と異なり、月割りで課税する制度がないため、4月2日以降に廃車および名義変更の手続きをした場合は、1年分課税となります。

課税対象車両

- ・原動機付自転車(排気量125cc以下の二輪車等)
- ・ミニカー・小型特殊自動車・軽自動車(二輪・四輪)
- ・二輪の小型自動車(排気量250ccを超えるもの)

手続きは確実に！

毎年4月1日に、対象となる車両を所有していない場合でも廃車等の必要な手続きをしていないと課税されてしまいます。「すでに廃棄処分した」「盗難にあった」「他人に譲った」等の場合には、廃車や名義変更の手続きが必要で、特に、盗難の場合、警察への届け出だけでは廃車となりません。

また、市外へ転出される方も、住所変更等の手続きが必要です(県外の運輸支局や軽自動車検査協会手続きをされた場合は、税申告書を課税課庶務係へ送付してください)。

なお、手続きの代行を依頼した方は、それが完了していることを必ず確認してください。

手続きを確実にしないと税金がかかるばかりでなく、トラブルの原因にもなります。早急に手続きをしましょう。

手続きを行うところ

- ①原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー…課税課
- ②軽自動車四輪…軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所
☎049-258-8011
- ③排気量125ccを超える二輪車(軽自動車二輪・二輪の小型自動車)…関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所
☎050-5540-2029

※テープ対応後、オペレーターにつながります。



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

異性間暴力を防止しよう!!

問/それいゆぶらざ（女性センター） ☎463-2697

ドメスティック・バイオレンス（DV）

あなたは、DVという言葉を知ったことがありますか？

DVは配偶者や元配偶者から受ける暴力のことを言います。近年男性の被害者も増えていますが、多くの場合、女性が被害者です。

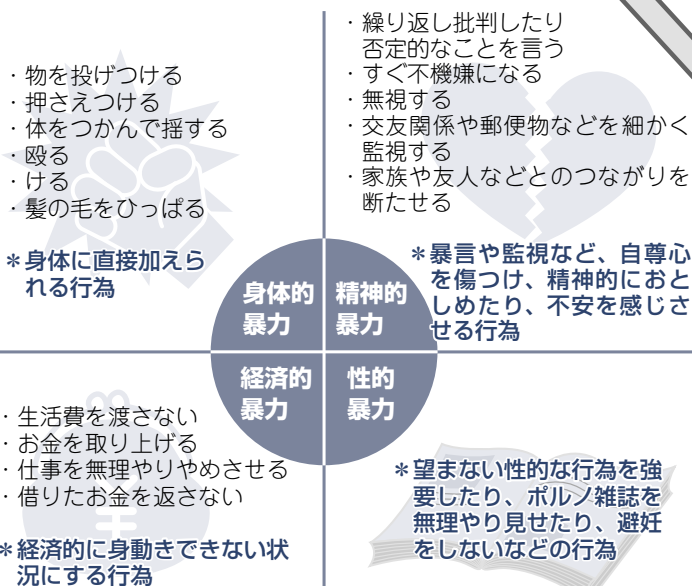
身体に直接加えられる暴力のほか、日常的な暴言や監視など、その実態は深刻です。

家庭内のことだから、個人的なことだからと誰にも相談できずいたり、自分のせいだからと自分を責めてしまい、ますますつらい状態になってしまっているかもしれません。

暴力は、許されることなく、どんな形であれ重大な人権侵害です!!

ひとりで悩まず、
→ ご相談ください。

暴力の種類 暴力の種類は1つではない!!



DV相談（配偶者暴力相談支援センター）

*朝霞市の相談窓口 場所：それいゆぶらざ（女性センター）

火～日曜日
午前9時～午後5時 ☎048-463-2697
■専門の相談員による相談
毎週火・土曜日
午前9時～午後5時 ☎048-463-0356

婦人相談センター（DV相談）

*埼玉県の相談窓口 場所：婦人相談センター（DV相談室）

月～土曜日 午前9時30分～午後8時30分
日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時
■面接相談は予約制
☎048-863-6060

WithYou さいたま 男女共同参画センター

*埼玉県の相談窓口 場所：WithYou さいたま 男女共同参画センター

月～土曜日 午前10時～午後8時30分
※祝日・第3木曜日を除く
※面接相談、専門相談は予約制
☎048-600-3800

被害者に与える影響

直接身体に振られる暴力は、ケガなどの身体的暴力のみならず、PTSD（外傷後ストレス障害）に陥るなど、深刻な影響をもたらし、日常生活に支障をきたす場合も少なくありません。

子どもに与える影響

暴力を目撃したことによって子どもにさまざまな心身の症状が表れることもあります。暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭の人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を振るうことを学習することもあります。

子どもには、暴力のない環境で、子ども自身がさまざまな選択をしながら育つ権利があります。

あなたを守るための法律があります。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、地方裁判所に申し立て、認められれば、加害者を近づけないための保護命令が出されます。
保護命令には、右記の種類があります。

- ◆加害者があなたの身边につきまといたり、あなたの住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止する接近禁止命令
- ◆加害者が家から2か月間出て行くことを命令する退去命令
- ◆加害者があなたの子どもや親族等の住居、勤務先の付近をはいかいすることを6か月間禁止する命令
- ◆加害者からあなたへの一定の電話・電子メール等を6か月間禁止する命令

*上記のDV防止法について、詳しく知りたい場合は、
それいゆぶらざ（女性センター）（☎463-2697）にお問い合わせください。

ドメスティック・バイオレンス（DV）は大人だけの問題ではありません!!

中学生や高校生、大学生でも 起きている“デートDV”

『デートDV』を知っていますか??

デートDVなんて、「私には関係ない。」「私の子どもはそんなことされていない（していない）わ。」などと思っている方が多いのではないのでしょうか?

デートDVは男女交際を始めたり、親密な関係になることで始まることが多く、中学生や高校生、大学生など、若い世代の恋人たちの間でも起こり得ることなのです。

DVが起こる要因には、親密な関係になることで、相手を「自分のもの」と考え、力で支配しようとし、暴力を振るってしまうという背景があります。加害者に社会的地位や学歴、収入の多い少ないなどは関係なく、一定のタイプはありません。

誰でもDV加害者や被害者になる可能性があるのです。



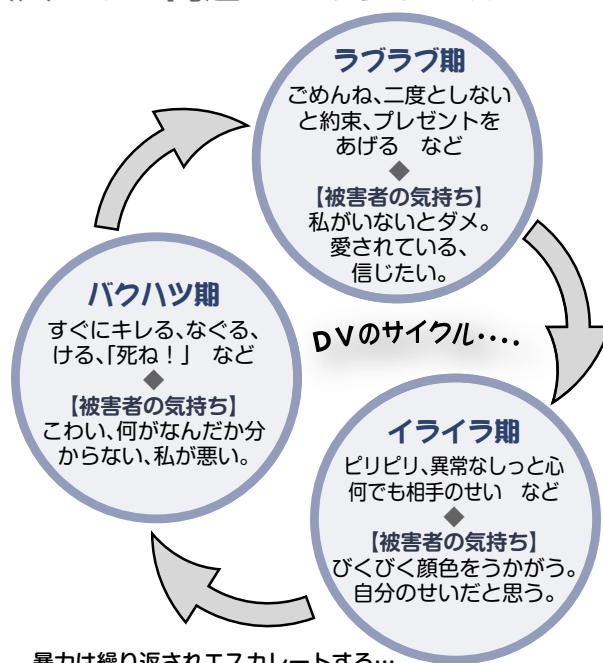
デートDVに関するリーフレットを配布しています。自分がDVされていないか（していないか）のチェックリストもあります。ぜひ、ご覧ください。

※市内各公共施設に設置しています。

親として、友達として できること

～デートDVを見たり、
聞いたりしたときに～

周りから見ると『デートDV』だとも、恋人同士のふたりには、起こっていることが暴力だと気付いていないことがあります。そんなときは、声をかけたり、「あなたは悪くないよ」と伝えたりし、相談機関を紹介してください。アドバイスしようとして、「愛されているからだよ。」「あなたが変わればいいのよ。」と言うのではなく、じっくり話を聴いてあげることが大切です。



暴力は繰り返されエスカレートする...

愛し合うことは、お互いを大切にしよう。相手を尊重出来ない関係は対等な関係とはいえません。少しでも、「嫌だな。」「怖いな。」「と感じたら、信頼出来る人に相談してください。

デートDVの特性

◆DV防止法の適用対象ではないため、DVではないと思われがちで、情報も少なく、本人も周りの人もデートDVだとは気付かないことが多い。

※…「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の略

◆周りの人から、「結婚しているわけではないので、いつでも別れられる」と、軽く思われがち。

◆一緒に暮らしていないことから携帯電話で相手を束縛するなどのケースが多く、このような関係は周囲からは見えにくい。

デートDVについては、6ページにある相談窓口のほかにも、このような相談先があります!!

名 称	受付時間	電話番号
▼埼玉県		
子どもスマイルネット	毎日（祝日・年末年始を除く） 午前10時30分～午後6時	048-822-7007
所沢児童相談所	月～金曜日 （祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後6時15分	04-2992-4152 ※予約制
▼警察		
ヤングテレホンコーナー	月～土曜日 （祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分	048-861-1152
ヤングメール	埼玉県警察ホームページからアクセスできます。	
少年サポートセンター西分室 川越相談室	月・水・木曜日 （祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後4時	049-239-6598

男女平等苦情処理委員会 ご利用ください

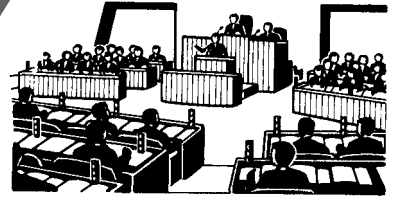
市では、朝霞市男女平等推進条例に基づき、男女平等苦情処理委員2人を委嘱しています。

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合や、社会的な慣行等により差別的取り扱いを受けた場合に苦情の申し出をすることができます。

詳しくは、市内各公共施設に備え置いている男女平等苦情処理委員パンフレット（苦情申出書付き）または、市ホームページをご覧ください。それいゆぶらぎ（女性センター）までお問い合わせください。

議会だより

編集：議会だより編集委員会



平成24年度朝霞市一般会計補正予算(第4号)など27議案を審議

平成24年第4回朝霞市議会定例会は、11月27日から12月18日までの22日間の会期で開かれました。

この定例会では、市長から21議案が提出され、慎重に審議した結果、すべての議案を原案のとおり可決・承認しました。

また、議員提出議案が6件提出され、いずれも原案のとおり可決しました。

▽平成24年度朝霞市一般会計補正予算(第5号)

補正額は、1億8127万9千円の増額で、予算総額は36億2802万2千円となりました。

歳入の主なもの、国庫支出金の増額、県支出金は、埼玉県分権推進交付金を減額し、障害者自立支援給付費負担金などを増額しています。寄付金は、ふるさと納税寄付金として、7件の指定寄付金の受け入れをしています。諸収入は福島県須賀川市への職員派遣に伴い、派遣職員給与等負担金を増額しています。

歳出の主なもの、暴力団排除条例の啓発物作成費用や市民センター改修工事費、予

防接種実施規則の一部改正により、四種混合ワクチンが導入されたことに伴う費用、また、地域経済対策事業として、市内業者を対象とした基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」に防球ネットを設置するための工事費などを計上するものです。

原案可決(全会一致)

▽平成24年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算(第2号)

補正額は、30万6千円の減額で、予算総額は16億1275万9千円となりました。

歳入の主なもの、一般会計からの繰入金を増額しています。

歳出の主なもの、地域経

済対策事業として、老朽化したマンホール蓋の交換のための費用を増額するものです。

原案可決(全会一致)

▽平成24年度朝霞市介護保険特別会計補正予算(第2号)

補正額は、4億2235万1千円の増額で、予算総額は50億7220万9千円となりました。

歳入の主なもの、保険給付費の増額に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を増額しています。

歳出の主なもの、保険給付費ではサービス利用件数等の増加に伴い、居宅介護等サービス給付事業、施設介護サービス給付事業、居宅介護等サービス計画費給付事業を増額するものです。

原案可決(全会一致)

▽平成24年度朝霞市水道事業会計補正予算(第1号)

地域経済対策事業として、市内事業者を対象とした予算を計上するとともに、原子力損害の賠償に関する法律に基づく賠償金の受け入れおよび人事異動に伴う人件費について、収益的収入、収益的支出および資本的支出を増額するものです。

原案可決(全会一致)

▽地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

障害者自立支援法の名称を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正するなど、関係条例について整理を行うものです。

原案可決(全会一致)

▽朝霞市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例

特別養護老人ホーム朝光苑を5床増床し、定員を70人から75人とするものです。

原案可決(全会一致)

▽証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の改正により、議会の本会議において公聴会の開催と参考人の招致ができることとなったことに伴い、出席した関係者、参考人に実費弁償を支給するための改正を行うものです。

原案可決(全会一致)

▽朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

都市の低炭素化の促進に關する法律の施行に伴い、新たに低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に対する審査事務を行うこととなるため、審査事務に係る申請手数料の額を定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市憩いの湯設置及び管理条例を廃止する条例

施設の廃止を決定したことから、本条例を廃止するものです。

原案可決（賛成多数）

▽朝霞市暴力団排除条例

暴力団排除活動に対する基本理念を定め、啓発および広報活動や、市発注の公共工事等からの暴力団排除、市立中学校における暴力団排除教育の措置などを実施し、市、市民および事業者が連携協力し、暴力団排除活動を推進することを定めるものです。

原案可決（賛成多数）

▽埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

同組合を組織する地方公共団体のうち、白岡町の市制施行および蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、同組合

規約を変更することについて協議するため議決を求めるものです。

原案可決（全会一致）

▽専決処分の承認を求めることについて（平成24年度朝霞市補正予算第4号）

衆議院が解散したことにより、衆議院議員選挙を執行するための費用について専決処分をしたため、その承認を求めるものです。

承認（全会一致）

次の9議案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い関係法令が一部改正されたことによるものです。

▽朝霞市都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園設置についての技術基準や公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市下水道条例の一部を改正する条例

排水施設の構造の基準等を定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市廃棄物の減量及び適

正処理等に関する条例の一部を改正する条例

市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件を定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

市営住宅の整備基準を追加し、公営住宅に入居すべき低所得者としての収入基準の金額を明記するものです。また、福島復興再生特別措置法の制定に伴い、入居資格の特例を定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

定期巡回・随時対応型訪問介護看護など地域密着型サービス事業の8事業について類型ごとに基本方針、人員、設備、運営の基準をそれぞれ定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例

地域密着型介護予防サービス事業の対象となる、介護予防認知症対応型通所介護などの3事業について類型ごとに基本方針、人員、設備、運営の基準をそれぞれ定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

地域密着型介護老人福祉施設の入所定員およびサービス事業者の資格を定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市が管理する市道の構造等の基準に関する条例

国の基準である政省令で定められていた道路の構造等に関する基準の一部について、定めるものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

布設工事監督者の配置基準および布設工事監督者の資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準を定めるものです。

原案可決（全会一致）

※ 掲載内容は第4回定例会時点でのものです。

第4回定例会の一般質問等の内容は、広報あさか2月15日号の議会だよりに掲載します。

議案審議

議案第63号 平成24年度朝霞市一般会計補正予算（第5号）

地域経済対策事業の手続きと効果

○黒川滋議員 一般会計補正予算第5号に盛り込まれている地域経済対策事業の全体としての事業計画なり事業要綱などの文書がなく、どのような手続きと基準で事業が盛り込まれたのでしょうか。

また、地域経済対策事業で増える雇用量、市民所得の寄与はどのくらいになるのでしょうか。

地域経済対策事業の発注方法について、放っておくと倒産予防という説明と矛盾して価格競争力のある事業者が落札してしまうのですが、それへの対策は考えているのでしょうか。



○市長 地域経済対策事業については、地域の需要を下支えする政策を緊急に講じる必要があると判断し、平成25年度に実施を予定する事業のうち市内事業者に発注可能と思われる業務委託や小規模修繕などの事業をリストアップし、11月19日の庁議において経済対策事業を盛り込んだ補正予算案を承認し、正式に決定したものです。

○審議監 地域経済対策事業で増える雇用量の見込みは、朝霞台出張所と朝霞駅前出張所で窓口業務の増加に伴い、計3名を市が雇用する予定です。市民所得への寄与額については、具体的な金額を試算するすが現在ありませんので、具体的に申し上げることは難しいと考えています。発注方法については、発注先を市内業者とし、法令等にのっとり、それぞれの事業の発注額に応じて指名競争入札、もしくは随意契約の手続きにより契約を締結していきたいと考えています。

○副市長 事業の発注方法については、今回は、できれば政策的にいう一抜け方を扱っていくなど、十分考慮して

財政調整基金を取り崩して大丈夫か？

いきなりと考えています。

○小山香議員 財政調整基金は、自治体が財源に余裕のある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金である。朝霞市は基金は虎の子なので厳しく取り扱うと言っていたが、12月議会の緊急経済対策として財政調整基金を取り崩すことになった。その結果、現在高は8億2753万1千円から7億4370万7千円になるという。来年度予算が憂慮される。問題はないのか。

○総務部長 本市の財政調整基金については、平成15年度末現在の29億1500万4千円をピークに年々減少している傾向です。しかしながら、長引く景気低迷による市内事業者への影響が深刻な状況になりつつあることから、市内事業者の活性化を図るために、本市として可能な限りの地域経済対策を、今回補正予算(第5号)に計上させていただいたところですが、そのため、財政調整基金の平成24年度末現

在高見込みは、7億4370万7千円です。財政運営が非常に厳しい状況であることは確かですが、市内経済の状況をかんがみて判断をさせていただいたところです。

議案第74号 朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

○山口公悦議員 改正による影響として現在契約されている方が不幸にして亡くなったとしても、引き続き住み続けていけるのかどうか。また、「住まいは人権」という点から、市の住宅政策として13万都市に50戸では少なすぎるのではないか。市の住宅政策の考えを示してもらいたい。

○市長 今後の住宅政策ですが、国や県で実施をしていただきたいというのが基本的な考え方です。低所得者の方々への住宅の供給についても、市として独自に市営住宅を設置しようという気はしていますが、難しいという気はしています。

○都市建設部長 現在入居されている方の多くは高齢者世帯となっています。例えば、一方がお亡くなりになった場合も、入居当初から同居されている場合については、引き

続き入居ができることが条例に定められていますので、仮にお亡くなりになっても、引き続き、もう一人の方はお住まいいただけます。

議案第75号 朝霞市憩いの湯設置及び管理条例を廃止する条例

○田辺淳議員 平成9年にオープン、9年間営業を続けた「湯くぐり」が平成18年に営業を中止して6年8ヶ月も経っています。閉鎖して以降の間、調査や改修設計や管理に1億円以上の経費を無駄に支出しています。結局、閉鎖の理由とされた大量の水漏れの原因も分からずじまい。いまだ閉鎖された湯くぐりよう行きのバスも動いていると思いますが、なぜ、今になって設管条例の廃止を行うのですか？起債償還時期を言うなら、3月、6月議会に出すこともできたと思います。

○審議監 今議会に設置及び管理条例の廃止を提案した理由は、直接的には、温浴施設としての再開は、検討の結果、すでに事実上無理だということになっています。建設時に5億3710万円を起債し、

その償還が平成24年3月に完了したこと、条例を廃止し、今後は普通財産として管理をさせていただきながら、引き続き、施設の有効利用策についての検討を続けたいと思っています。

憩いの湯の活用策に具体性が持てれば、繰上償還ということも実は可能ではあったと思いますが、具体的に活用策というのが定まらない状態でしたので、ある意味では、起債の償還は予定どおり平準化し、お返しをするという形で、今まで対応していました。

議案第76号 朝霞市暴力団排除条例

○神谷大輔議員 暴力団排除条例は、警察の働きかけにより、現在、県内の自治体で広がりを見せている状況ですが、県条例との違いはどういったところで、意義というものをどう捉え、そして、9条の市民等に対する支援とは、どういったことを想定されているのでしょうか？



○総務部長 初めに、県条例との違いは地方分権の観点から、県条例の範囲は都道府県レベルにとどまることから、

市町村の取り組みについては市町村が条例を制定し、規定することになっています。このため、埼玉県暴力団排除条例で適用されない市の事務事業から暴力団を排除するために、啓発活動、広報活動、市

が発注する公共工事等からの暴力団の排除および市立中学校における暴力団排除教育の実施などを市の条例で規定しています。

次に、第9条に関する想定については、市は県などの関係機関と連携し、暴力団の活動実態や犯罪情勢など、暴力団排除活動に資する情報提供などの支援を行うことを想定しています。

議員提出議案 6件を審議

これらは議員から提出された議案で、いずれも原案のとおり可決されました。

なお、可決した意見書については、いずれも内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出しました。

次の3議案は、地方自治法が改正されたことによるものです。

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

委員の選任等について、条例に追加するものです。

朝霞市議会会議規則の一部を改正する規則

本会議において行う公聴会の開催、参考人の招致について、手続き等を定めるものです。

朝霞市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務調査費の名称を政務活動費に改め、政務活動費を当てることのできる経費の範囲を条例に追加するものです。

機能性低血糖症に係る国の取り組みを求める意見書

4 大疾病に精神疾患が加わ

り5 大疾病とされる今日ですが、精神疾患の治療改善はなかなか進んでいないのは事実であり、患者数及び入院患者数がふえています。自殺対策基本法が制定されるように、現代日本のストレスは多く、それに社会が対応しきれていないように思われます。また、精神疾患患者の治療に用いられる向精神薬は、副作用の大ききもあり、その処方や治療に課題があると思われます。

さまざまな症状が引き起こされることが分かってきています。

により症状が改善、社会復帰する事例は数多くあります。そこで、機能性低血糖症に関する調査研究及び検査体制の拡充等が図られるよう以下の3点に取り組みよう強く要望します。

この機能性低血糖症の診断には、糖尿病診断に用いられる常用負荷試験及びOGTT（耐糖能精密検査）が有効とされていますが、保険適用で行われる一般的な2時間検査では、上昇するはずの血糖値が上昇せず、変化のない平坦な曲線を描く「無反応性低血糖症」や、4時間経過後に血糖値が急落する「反応性低血糖症」などを診断することが難しい状況です。精度を高めて5時間かけて検査を行うことが必要で、さらに脾臓の機能障害の程度を診るためには、インスリン値を調べることも重要なポイントです。

1 機能性低血糖症についての医学研究の進展と的確な診断・治療の普及に向け、国として早急に調査研究を行うこと。

2 機能性低血糖症の診断のために5時間のOGTT（耐糖能精密検査）を保険適用の対象とすること。

3 各都道府県に的確な診断・治療のできる医師の養成、医療機関を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は、多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散は起こり、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。更に

機能性低血糖症と正しく診断され、治療が行われること



東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害者を出しているのに比べ、日本では建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして国が、建築基準法などで不燃化、耐火工法としてアスベストの使用をすすめたことに大きな原因があります。

特に建設業は、重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。

国は石綿健康被害救済法を成立させましたが、現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、国とアスベスト建材製造企業に対し補償を求めて訴訟を起こしています。

よって、政府においては、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト問題の早期解決を図

るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

こども医療費の自己負担軽減等のための国の施策の実現を求める意見書

子どもの権利条約第24条で、すべての子どもが健康でいられるよう、医療受診が可能となる体制づくりを締約国の国や自治体に求めています。その文脈からは、保護者負担分が大きいために保護者の経済状態によって子どもの医療受診が制約されることは、解消すべき課題であると言えます。

現在、我が国においては、子ども医療にかかる公的保険制度の自己負担割合は義務教育就学前2割、義務教育就学後3割となっており、主に保護者によって負担されています。この負担が、子育て世帯の家計に与える影響は大きく、貧困家庭に至っては、子どもの受診が差し控えられていることもあります。

このような問題に対処するために、自治体の多くが小学校卒業まで、中学校卒業まで、高等学校卒業までなど独自の基準を設けて、こども医療費

の自己負担分を全部または一部助成しています。これは自治体において、多大な負担となっています。

本来、家庭の経済状態によって子どもの医療受診が制約されることを解消する施策は、ナショナルミニマムと位置づけるべきです。各自治体の財政力の差異によって子どもの受けられる医療に格差がないよう、医療費の自己負担の地域格差を是正することは、国が取り組むべき課題と考えます。朝霞市議会においては、こども医療費の自己負担分について国庫負担など安心信頼の子ども医療の実現を求め、以下の要望をいたします。

1 こども医療費の自己負担分の解消または大幅な軽減のため、健康保険制度によって子どもが受診した場合の自己負担割合の見直しまたは医療費自己負担分の軽減のための助成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

請願の審議結果

―不採択―

▽消費税大増税の反対に関する請願

(請願者)

埼玉土建一般労働組合朝志和支部

支部長 田澤達好さんほか

13団体

―採択―

▽建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書

(請願者)

埼玉土建一般労働組合朝志和支部

支部長 田澤達好さんほか

1974人

議会の詳細は 会議録で

審議内容を詳しくお知らせになりたい方は、市政情報コーナー(市役所3階)のほか、図書館または各公民館図書室で会議録をご覧ください。また、市ホームページからもご覧いただけます。(今回の会議録は、3月上旬に公開を予定しています。)

寄付行為の 禁止について

議員の寄付行為は、公職選挙法の規定により禁止されています。

次のようなものが寄付禁止の対象になります。

- ・お中元やお歳暮
- ・暑中見舞いや年賀状などの時候のあいさつ状(答礼のための自筆によるものを除く)
- ・本人が出席しない結婚式の祝儀や葬式の香典
- ・まつりや親睦旅行への差し入れや寸志等



埼玉県の選挙統一キャラクター「選挙くん」



あらためる

改

富岡 勝則

皆さんこんにちは。

暦の上では春のはじまりを告げる立春となりますが、まだまだ厳しい寒さが続いていますので、風邪などを引かないよう注意してください。特に、これから受験本番を迎える受験生の皆さんにとっては、今が一番つらい時期だと思いますが、季節の移ろいとともに、必ず皆さんにも春がやってきますので、悔いが残らないよう、最後まで全力でチャレンジしてください。

さて、昨年末に行われた衆議院議員総選挙において、自民党が大勝し、3年3か月ぶりに民主党政権から自民党と公明党の連立政権へ交代しました。民主党政権誕生時には、コンクリートから人へ、政治主導の政策、地域主権の確立など、新たな視点での政策が掲げられ、有権者の多くがその実現に期待しました。しかし、衆参ねじれ国会などによって、思いうような政権運営ができなかったため、今回の選挙

結果になったものと思います。しかし、新政権にもデフレからの脱却や東日本大震災の復興、原発政策の再構築、尖閣諸島等の領土主権の問題など、課題は山積みです。私は市政を預かる責任者として、新政権には積極的に施策を展開し、低迷する日本経済の再生と安定した政権運営を期待しています。

ところで、防災行政無線から流れている、児童の見守り放送が変わったことにお気づきでしょうか。この放送は、小学校低学年の児童が下校する頃に合わせて放送しているものです。今までは大人の声で録音したものを流していましたが、12月から、子どもたち自身の声で呼びかけるものに変更しました。これは、私が出張した時に、その市の防災行政無線から流れてきた見守り放送が、子どもたち自身による呼びかけのもので、これを聞いたときに、「子どもたちを守ってあげたい」という気持ちが、私の心に自然に湧き起こりました。そこで、早速、本市でも子どもたちの声による放送ができないか、教育委員会に相談して、実現したものです。私も執務室にある防災ラジオから流れてくる、子どもたちの声を聞くたびに、気持ちが和むとともに、「今日も無事に帰宅できたかな」と思っています。

いざという時は、私たち大人の協力が何よりも大切です。この放送をお聞きになった時は、温かなまなざしで子どもたちの安全を見守っていただきたいと思います。では、また。

朝霞市は 男女平等を進めています

今、あなたは充実した毎日を送っていますか？
それとも生きにくい、辛いと感じていますか？

性別などにかかわらず誰もが住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に向け、男女平等に関するさまざまな施策を推進するとともに、市民等の男女平等の取り組みを支援する総合的な拠点施設として、朝霞市女性センター「それいゆぷらざ」が開所しました。

今日まで、女性の悩みを少しでも軽減し、少なくしたいとの思いで活動してきた女性や男性たちがいます。何年も何十年もかかってもあきらめずに、歩きまわり、情報を集め、そして、多くの挫折を感じながらも男女共同参画に関する活動に努めてきました。ここに、男女共同参画の拠点施設

「女性センター開所への思い」

ができたことは、さらにさまざまな活動を円滑に進めることができるものと期待されます。

「それいゆ」はフランス語で「太陽」を意味し、女性も男性も「それいゆ」のように光り輝けるよう応援する場所となるようにとの願いが込められています。

センターは、女性も男性も利用でき、情報発信や講座、相談なども行います。もし、あなたが自分らしく生きていないと感じたとき、あなたの気持ちを楽にしてくれるヒントが見つかるかもしれません。

より多くのひとを応援できる施設になるように、女性センター「それいゆぷらざ」を一緒に育てていきましょう！！

ひとの推移

人口	13万1,594人(+ 18人)	世帯数	5万9,025世帯
男	6万7,070人(+ 4人)		(- 3世帯)
女	6万4,524人(+ 14人)	平成25年1月1日現在()内は前月比	

*このコラムは、「朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員」との協働により掲載しています。

☎/それいゆぷらざ(女性センター)
☎463-2697

募集

朝霞市小学校理科支援員

勤務内容／小学校の理科授業の観察・実験に係る教員の支援

応募資格／満18歳以上の方で、理科に関する知識や技能を有し、学校教育に理解がある方

※例えば、理科系の大学生・大学院生、中・高等学校の理科教諭退職者、理科主任等の経験のある小学校教諭退職者、理科系学部を卒業された方、理科教育に関心があり、児童の学習支援に熱意のある方など

任期／4月22日(月)～平成26年2月26日(水)
勤務回数／年間20回、1回3時間
賃金／時給1,000円(平成24年度実績)、交通費支給
応募期限／2月13日(水)
※土、日曜日、祝日を除く。

提出書類

①志願調書(市役所本館4階、教育指導課にある所定用紙)

②面接通知用郵便はがき(50円切手貼付、自分の住所・氏名を記入)

③結果通知用封筒(80円切手貼付、自分の住所・氏名を記入)

※募集要項と志願調書は、市ホームページからダウンロードできます。

面接日・面接会場／2月15日(金) 市役所本館4階第2会議室

※面接時刻等については面接通知用はがきでお知らせします。

問／教育指導課 内2435

☎46312884



臨時職員

業務内容／納税業務に関する事務補助および窓口業務

雇用期間／4月1日(月)～平成26年3月31日(月)

※6か月ごとに更新

募集人数／2人

資格等／パソコン操作のできる方

勤務日等／月々金曜日 週5日

勤務時間／午前8時30分～午後5時のうち指定する4時間

賃金等／時給900円(平成24年度実績)、交通費支給

応募方法／2月5日(火)～18日(月)の期間に市役所納税課に採用申込書および履歴書(市販のもの)を持参

※募集要項・採用申込書の様式は納税課窓口で配布するほか、市ホームページよりダウンロードできます。

面接日・会場／2月22日(金)または25日(月)・市役所内

申・問／納税課 内2222

☎46312023

(公財)朝霞市文化・スポーツ振興公社臨時職員

平成25年4月採用の臨時職員を次のとおり募集します。

業務内容／受託施設の管理業務(受付、清掃、軽作業、一般事務等)

募集人員／6人(予定)

応募資格／昭和23年4月2日以降に生まれた方(高校生不可)

契約期間／4月1日(月)～平成26年3月31日(月)

時給／820円(午後5時以降840円) ※平成24年度実績

試験日(面接)／2月25日(月)

応募方法／指定の申込書・履歴書を文化・スポーツ振興公社総務課に提出(郵送不可)

※申込書・受験案内は文化・スポーツ振興公社総務課で配布、当公社ホームページからもダウンロードできます。

受付期間／2月4日(月)～21日(木) 午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。

申・問／(公財)朝霞市文化・スポーツ振興公社総務課(中央公園陸上競技場内)

☎42415122

mailto://absk.or.jp/



朝霞地区一部事務組合職員

平成25年度採用職員を次のとおり募集します。

募集職種・採用予定人数／障害者支援施設看護師または准看護師：1人

勤務内容／施設を利用する知的障害その他の障害児者に対する健康管理等の看護業務

採用予定年月日／4月1日(月)

※採用時期は別途、応相談
応募資格／平成25年4月1日現在において50歳未満の看護師または准看護師の資格をお持ちの方(定年60歳)

※地方公務員法第16条に該当する方は除きます。

試験日時／2月21日(木) 午前10時

受付期間／2月1日(金)～15日(金) 午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。

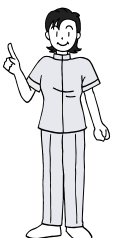
受験申込書／朝霞地区一部事務組合(事務局総務課、障害者支援施設すわ緑風園、朝霞・志木・和光・新座消防署)で採用試験案内を配布

※朝霞地区一部事務組合ホームページからダウンロード可

申込書類／採用試験申込書(写真2枚貼り付け)、看護師免許証(写)または准看護師免許証(写)

※朝霞地区一部事務組合は、朝霞市、志木市、和光市および新座市で構成する特別地方公共団体です。

申・問／障害者支援施設すわ緑風園 ☎46113028



朝霞市役所(代表) TEL 048-463-1111 FAX 048-467-0770
 ※直通電話番号(ダイヤルイン)で電話をかけると、直接各担当係につながります。
 ●受付時間/午前8時30分～午後5時15分 ●休日/土・日曜日、祝日

市民農園の利用者

4月1日(月)から貸し出す市民農園の概要説明と利用申込みの受付を行います。希望者は必ず参加してください。説明会の参加には、事前登録が必要です。

説明会日程／2月16日(土)、19日(火)、21日(木)
時間／午前10時、午後2時、(16日のみ)午後5時
※時間厳守でお願いします。
会場／中央公民館・コミュニティセンター
※駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

事前登録／2月14日(木)までに〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所産業振興課あてにはがきで郵送またはメールで、希望日時と希望農園名、氏名(ふりがな)、住所、電話番号を登録してください。
 ※メールの場合は、件名を「市民農園概要説明会事前登録」としてください。

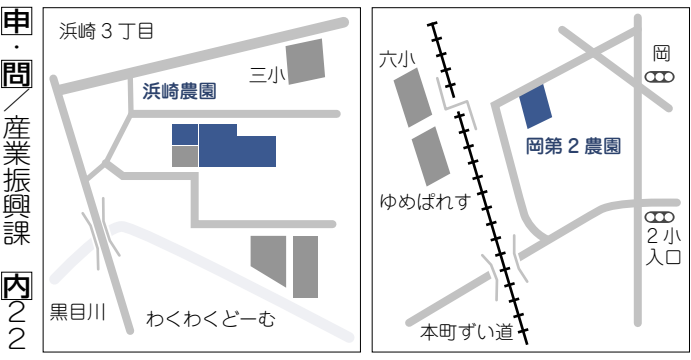
※ほかの市民農園を利用して

別表 募集農園一覧

農園名	所在地	募集区画数 約15㎡の場合	区画面積	利用期間	費用(1区画当たり)
岡第2農園	岡1丁目	72	約15㎡または約30㎡ ※約30㎡は申請が多かった場合約15㎡になります	4月1日～平成28年2月29日	約15㎡：500円/月 約30㎡：1,000円/月 ※1年前前納
浜崎農園	大字浜崎	197			

いる世帯は、申し込みできません。
申込方法／説明会終了後、世帯単位で受付。申込多数の場合は後日抽せん。代理による申し込みはできません。
持ち物／ボールペン、障害者手帳を所有している方は障害者手帳(利用希望者本人または、利用希望者と同じ世帯の方)
募集農園/別表
その他／
 ※農園には水道・トイレなどの設備はありません。
 ※必要な種・苗・肥料・農具等は、各自で用意してください。

広報あさか・市ホームページの有料広告
 掲載できる方/原則として、市内に事業所を有する個人または法人
募集枠／広報あさか4～8枠、市ホームページ12枠
申込方法／市ホームページまたは市政情報課にある申込書に必要事項を記入のうえ、広告の版下原稿または内容がわかるものを添えてお申



別表
 ※募集枠を超えた場合は抽せん
掲載の決定／申込受付後、内容を審査のうえ掲載の可否を決定し、申込者に通知します。
 ※広告の製作費用は、申込者の負担となります。
 ※掲載にあたっては条件があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
申・問／市政情報課 内2343
 434 463-3030

	広報あさか	ホームページ
規格	(小) 縦5cm×横8.9cm (大) 縦5cm×横17.8cm	上下50ピクセル左右150ピクセル GIF形式またはJPEG形式4KB以内
掲載位置	広報あさか情報BOX欄下段など	トップページ下段 ※ランダムで右上に表示
掲載回数・期間	4～9月号(6回)	4月1日(月)～9月30日(月) 6か月間
掲載料	(小)各号月額15,000円 (大)各号月額30,000円	月額20,000円
募集枠	4～8	12

掲載料は前納です。

申し込みください。
申込期限／2月22日(金)
掲載規格および料金等/別表のとおり

2月の納付

市県民税 (随期)
 固定資産税・都市計画税 (4期)
 国民健康保険税 (8期)
 介護保険料 (8期)
 後期高齢者医療保険料 (8期)
 *納期限は2月28日(木)です。
 ○納税・納付は納期限までに済ませましょう。
 ○便利で確実な口座振替をご利用ください。

「広報あさか」は月1回発行になります

現在、1日と15日に発行している「広報あさか」は、4月号から毎月1回、1日発行となります。発行回数は減りますが、これまでどおり内容は充実したものとなるよう工夫し、皆さんに多彩な情報をお届けできるよう努力してまいります。なお、広報あさかに関してご意見・ご要望等がありましたら市政情報課広報広聴係にお寄せください。
問／市政情報課 内2343～4 ☎463-3059



公園・緑地を管理してみませんか？

市では、公園・緑地を管理するボランティア団体を募集しています。

活動内容／清掃や除草、花壇の維持管理など

※活動に伴う消耗品等は市が負担します。

対象／市内の町内会や自治会、または市内を主たる活動場所とするボランティア団体など

※5人以上で組織されたものに限りです。

問／都市計画課 内2102
☎463-0374

平成25年度交通災害共済の受け付けが始まりました

交通災害共済制度は、皆さんが会費を出しあい、交通事故により災害を受けた方に見舞金の支払いをする相互扶助制度です。平成25年度の加入手続きが始まりましたので、24年度からの継続の方も、まだ加入していない方も、ぜひ手続きをしてください。

加入できる方／朝霞市に住民登録のある方

対象となる事故／日本国内の

道路上で起きた自動車・バイク・自転車等の交通にともなう衝突、接触、転落、転倒などの事故や、歩いていてこれらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故。また、踏切道における電車等との接触、衝突、そのほかの事故

※電車、飛行機等の事故、バス等の乗降中における事故、歩行中、交通事故以外の不注意による事故等は支払いの対象外

共済会費／一般：90円、中学生以下：50円

※ひとり一口に限り加入できます。なお、年度途中で加入する場合も同額

共済期間／4月1日(月)～平成26年3月31日(月)

共済見舞金／医師による治療実日数3日以上となるものが対象

①交通事故証明書が得られる場合：通院日1日につき1千円、入院1日につき2千円が支給され、限度額22万円

②交通事故証明書が得られない場合：通院日、入院とも1日につき1千円が支給され、限度額6万円

受付窓口／道路交通課、内間

木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、市内の各郵便局

問／道路交通課 内2263

2265 ☎463-11514



国民年金保険料は安心・便利な口座振替で！

国民年金保険料については、日本年金機構から送られる「国民年金保険料納付案内書」につづられている納付書で納める方法と、クレジットカード・口座で納める方法があります。

●便利でお得な口座振替で

口座振替なら毎月自動で引き落とされますので、納め忘れもなく便利です。

※「早割」(納期限より1ヶ月早く口座振替)で申し込みいただくと、保険料が割引されます。

●さらにお得な前納で

国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると、保険料が割引されます。

・1年前納(4月～3月分)
・6か月前納(前期4月～9月分・後期10月～3月分)

●クレジットカード、口座振替

あなたの気になる年金記録、もう一度ご確認を

年金記録問題の解決に向けて、これまで「ねんきん定期便」などをお送りし、ご確認をお願いしてまいりました。

しかし、いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、キャンペーンのパンフレットのチェックリストなどでご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。パンフレットはお近くの年金事務所または、市役所保険年金課で配付しています。

約9人に1人、年金記録が見つかっています。

若い頃に勤めていた記録が見つかった
例：年額
98万円→234万円

結婚前の旧姓の記録が見つかった
例：年額
43万円→154万円

名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった
例：年額
0万円→137万円

受付／月～金曜日(9:00～20:00)、第2土曜日(9:00～17:00)
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
問／ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570-058-555
※050または070から始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6700-1144
<http://www.nenkin.go.jp>

替で前納する場合は、事前の手続きが必要です

・1年前納：2月末まで
・6か月前納：前期は2月末、後期は8月末まで

※すでに手続きが済んでいる場合は、再度の手続きは必要ありません。

●口座振替の手続き

次のものを(ご用意のうえ、金融機関の窓口へ)お願いします。

・基礎年金番号がわかるもの(年金手帳や送付された納付書など)

・預(貯)金通帳・通帳届出印

問／保険年金課 内2622
☎463-0284

埼玉県南西部消防本部イメージキャラクターが決定しました

埼玉県南西部消防本部を構成する4市(朝霞市、志木市、和光市および新座市)の住民の皆さんが消防をより身近に感じ、一層の理解を深めていただくため、平成24年10月に4市に在住および在勤在学の方を対象に作品を募集しました。

30点の応募作品の中から審査の結果、埼玉県南西部消防本部イメージキャラクターは、朝霞市内在勤の松崎健さんが制作した「けんなん君」と「なんせいちゃん」に決定しました。

「けんなん君」と「なんせいちゃん」の仲間に、消防用資機材や火、煙等をモチーフにしたさまざまなキャラクターがいます。今後、イベント等で「けんなん君」たちが活躍しますのでご期待ください。

埼玉県南西部消防本部イメージキャラクター



けんなん君

なんせいちゃん

※埼玉県南西部消防本部イメージキャラクター等を使用する場合は、消防本部消防総務課総務係にお問い合わせください。

問/埼玉県南西部消防本部
消防総務課 ☎460-0119

私道老朽管布設替工事に補助します

私道内に布設されている石綿セメント管を耐震性のある水道管に布設替える工事について、工事費の全額を補助します。該当する地域の方は、

黒目川が変わる…
川のもろごと再生
プロジェクト 始動!



私道給水管布設替工事に補助します

私道内に布設されている給水管の出水不良や漏水多発を改善する水道管の布設替工事について、工事費の3分の2以内を補助します。

問/水道施設課 ☎463-8699

お問い合わせください。
問/水道施設課 ☎463-8699

平成25年春季全国火災予防運動 3月1日(金)～7日(木)

問/朝霞消防署消防課 ☎463-1190

＜消すまでは 出ない行かない 離れない＞

この時季は空気の乾燥と強風により、いったん火災となると大火となる危険性が大きいため、暖房器具の消し忘れなど火の取り扱いには十分注意しましょう。

また、放火による火災が増えています。家のまわりに燃えやすいものを置かないなど放火されない環境づくりを心がけ、火災から大切な生命や財産を守りましょう。

『住宅防火 いのちを守る 7つのポイント』

《3つの習慣》

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

住宅用火災警報器は素早く火災を検知し、警報を発することにより、火災発生を知らせます。火災から大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。全ての住宅に設置が義務付けられています。

【住宅用火災警報器により火災を未然に防いだ例】

居住者が台所で調理中、隣接する寝室で寝込んでしまい、コンロにかけてあった鍋の中身が空だき状態に。やがて鍋から煙が発生。住宅用火災警報器の警報音に気付いた近隣住民が119番通報し、火災には至らなかった。

メール119・FAX119 についてのご案内

聴覚や言語機能に障害を持つ方が緊急時に119番を利用したいといった場合にFAXやメールを利用して埼玉県南西部消防本部へ連絡を取ることが出来ます。

FAX119/緊急時にFAXを送付する場合、「119」をダイヤルするだけで、

通報することが出来ます。
※119番通報用の用紙「緊急通報カード」は、市役所福祉課、消防本部指令統括課にご請求ください。
メール119/朝霞市・志木市・和光市・新座市に在住で聴覚や言語機能に障害のある方のうち、登録者対象として携帯電話のメール機能を利用した火災・救急時の119番通報の受信を

受付しています。
登録を希望される方は、専用申込アドレス(http://www.2.ome.or.jp/ts_ss)から申し込みください。
※利用上の注意事項および埼玉県南西部消防本部個人情報の取扱いについてを同意のうえ、お申し込みください。
問/埼玉県南西部消防本部指令統括課 ☎460-0125

虐待かな？

児童虐待を発見（疑い含む）した場合はご連絡ください。

問／児童相談所全国共通ダイヤル
☎0570-064-000

特別障害者手当等のご案内

①特別児童扶養手当

対象／身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育てている方

※施設に入所しているお子さんや障害を支給事由とする年金を受給しているお子さんは除きます。

手当額（月額）／1級5万400円
2級3万3570円

②特別障害者手当

対象／20歳以上で、身体等に著しく重度な障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方

※施設に入所中の方や3か月以上継続して病院等に入院している方は除きます。

手当額（月額）／2万6260円

③障害児福祉手当

対象／20歳未満で、身体等に著しく重度な障害があるため、常時特別な介護を必要とする方

※施設に入所中の方や障害を

支給事由とする年金を受給している方は除きます。

手当額（月額）／1万4280円

※①、②、③のいずれの手当も所得の制限があり、支給が停止になることもあります。受給要件・申請については福祉課までお問い合わせください。

現況届の提出について／すでに

に手当を受けている方は毎年8月に現況届（所得状況届）の提出が必要です。届出用紙が送られてきましたら忘れずにご提出をお願いします（7月下旬頃送付予定）この届を提出しないと、8月以降の手当は支給されませんのでご注意ください。

問／福祉課 内265233

☎46311598 FAX46311025

朝霞市障害者移動支援事業をご利用ください

屋外での移動が困難な障害のある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的とした障害者移動支援事業を実施しています。

内容／障害のある方の社会生活

上、必要不可欠な外出等について、移動のための支

援をします。

対象者／市内に住所を有する障害者等で次に掲げるいずれかに該当する方

①障害者手帳（身体・療育・精神）を持っている方

※身体障害については諸要件があります。

②医師により発達に障害があると診断された方

利用者負担／原則かかった費用の1割負担（市民税非課税世帯は無料）

利用上限／月128時間以内

利用方法／利用を希望される方は福祉課に申請し、利用決定を受けてください。

問／福祉課 内265233

☎46311598 FAX46311025



肝機能障害も身体障害者手帳の交付対象となります

重症の肝機能障害があり、一定の認定基準を満たす場合、身体障害者手帳の交付対象となります。手続きなどの詳細はお問い合わせください。

※肝機能障害用の診断書は、福祉課に指定の用紙がありま

すので、お越しいただくか郵送でご請求ください。

問／福祉課 内265233

☎46311598 FAX46311025

文化振興基金助成事業

埼玉県では、県内の文化団体等が行う事業に対して助成を行っています。

対象事業／

①4～7月にアマチュア文化団体が実施する文化活動（活動成果の発表など）

②4～7月に伝統・郷土芸能団体が実施する伝統・郷土芸能用具の備品整備、後継者育成等

助成金額／

①対象経費の2分の1以内（上限25万円）

②対象経費の20万円以内

申込方法／2月22日（当日消印有効）までに所定の事業計画書を〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1

1 埼玉県文化振興課あてに郵送してください。

※事業計画書は、埼玉県文化振興課（県庁内）で配布、または埼玉県ホームページからダウンロードできます。

申・問／埼玉県文化振興課

勤労者住宅資金貸付制度

勤労者が市内に居住するための住宅の新築・建物購入・増改築・宅地購入（100平方メートル以上の資金を、中央労働金庫を通じて融資しています。

対象者／

①市内に居住している方、または居住予定の方

②同一事業所に2年以上引き続き勤務している方

③年齢が20歳以上55歳以下の方

④申込者名義で所有権登記ができる方

融資限度額／1000万円

（有担保）、500万円（無担保）

融資利率／1・865割（有担保・変動型金利）、2.2割（無担保・固定型金利）

※別途保証料が必要です。

返済期間／有担保資金で貸付金額が20万円以下の場合15年以内、20万円を超え30万円以下の場合20年以内、30万円を超える場合は30年以内、無担保資金の場合は15年以内

申・問／産業振興課 内2243

☎46311903



職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて
職場のパワーハラスメント問題については、近年、相談が増加しており、社会問題として顕在化しています。
この職場のパワーハラスメントをなくしていくために、企業および労働組合等の組織と組織で働く労働者に対し、この問題に取り組むことを求める「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめました。詳しくは職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータル・サイト (<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。
問/さいたま労働基準監督署
048-6000-4803



地震への備えは万全ですか?

建物の耐震診断・耐震改修工事に補助金を交付します。

問/建築課

内2592～3

0463-2585



職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて

職場のパワーハラスメント問題については、近年、相談が増加しており、社会問題として顕在化しています。
この職場のパワーハラスメントをなくしていくために、企業および労働組合等の組織と組織で働く労働者に対し、この問題に取り組むことを求める「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめました。詳しくは職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータル・サイト (<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>) をご覧ください。

意識したことありますか?
最低賃金
埼玉県最低賃金の改定について
埼玉県最低賃金が平成24年10月1日から時間額771円に改定されました。なお、特定の産業については別途特定(産業別)最低賃金が適用されます。
問/埼玉労働局賃金室 048-6000-6205
さいたま労働基準監督署 048-6000-4801

埼玉県都市競艇組合からのお知らせ

競艇開催日/2月14日(木)～19日(火)

会場/戸田ボートレース場

※朝霞市は埼玉県都市競艇組合に加盟しており、組合からの配分金をさまざまな事業に活用しています。

問/埼玉県都市競艇組合 048-823-8711
<http://www.toda-kyotei.jp/>

ゆめばれす臨時休館のお知らせ

2月18日(月)は、保守点検のため臨時休館します。

問/ゆめばれす(市民会館)

0466-2525

催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

『朝霞の森』管理運営の会議に参加しませんか

問/都市計画課 内2102～3 0463-0374

日時/2月10日(日) 午前9時30分～11時30分

会場/市役所別館5階大会議室

内容/準備会議の今後の運営の仕方を中心に、利用上の問題点や課題に対する対応について検討を行うため、第4回基地跡地暫定利用広場管理運営準備会議を開催します。

対象/どなたでも

申込方法/事前申込不要。当日直接会場へ



へるす☆アップ教室(生活習慣病予防の体験教室) たっぷり野菜で生活習慣病を予防しよう～おいしくしっかり食べるコツ～

問・問/健康づくり課 0465-8611

日時/2月20日(水) 午後1時30分～3時30分

会場/保健センター

内容/野菜は、肥満や高血圧、動脈硬化などの生活習慣病を予防する働きをもっていると言われています。一日に食べたい野菜料理の目標は5皿。手軽に美味しく、野菜がたくさんとれる料理を作りましょう。

定員/20人(先着順)

持ち物/エプロン・三角巾

申込方法/2月7日(日)から電話で受け付けます。

企画・協力/生き生きネットワークあさきらり健康づくり



女性の健康セミナー

実践!からだの不調を整えるセルフケア

～スッキリ!肩甲骨ほぐしあくび体操～

問・問/健康づくり課 0465-8611

日時/3月4日(月) 午後1時30分～3時(午後1時開場)

会場/産業文化センター

内容/女性のからだの変化について知り、からだの不調、自分で整えませんか。肩甲骨ほぐしあくび体操の実践あり、健康へのヒントが盛りだくさんです。からだをほぐして、スッキリ元気になりましょう!

講師/たんだ あつこさん(肩甲骨ほぐしあくび体操主宰者 ほぐし研究家) 定員/100人

対象/おおむね40歳以上の女性

申込方法/2月13日(水)から電話で受け付けます。

3月1日(金)～8日(金)は女性の健康週間です

災害ボランティアははじめの一步

～自分の命を、大切な命を、災害発生時に守るために～

問・問/朝霞市社会福祉協議会 0486-2485

日時/2月16日(土) 午前10時～午後1時

会場/はあとぴあ(総合福祉センター)

内容/いつ起こるか分からない災害に備えて、多くの災害現場からの体験をもとに、災害ボランティアとして必要な知識を学び、日々の生活の中で「今の自分たちにできることは何か」を皆さんと一緒に考えます。

講師/宮崎 賢哉さん(防災教育コンサルタント・社会福祉士・災害救援ボランティア推進委員会主任)

対象/どなたでも

定員/50人(先着順。事前の申し込みが必要です。)

申込方法/電話または窓口で受け付けます。



催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

第7回世代間交流いきいきふれあいひろば もの作り体験教室

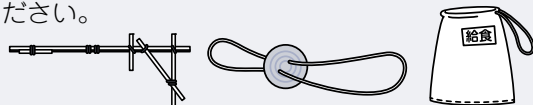
問／朝霞でいきいきネットワーク（介護予防）
会長 白石 〆090-8337-5180

日時／3月3日(日) 午前10時～午後3時

会場／産業文化センター

内容／市内で介護予防活動をしているグループが、子どもたちを対象に「もの作り体験教室」を開き、手作り作品を一緒に作ります。

対象／どなたでも 申込方法／当日直接会場へ
※市内に通学している小学生は、各小学校へ申し込んでください。



エコネットあさか講座 「布のリフォーム」

会場・問・問／エコネットあさか（リサイクルプラザ）
〆486-0222

日時／3月10日(日) 午前10時～午後3時

対象／市内在住の18歳以上の方 定員／10人

持ち物など／裁縫道具、タンスに眠っている衣類（作りたい作品に合う生地と和服・帯・洋服。必要に応じて裏地・接着芯など）、昼食の用意（お弁当）

申込方法／2月10日(日)午前9時から電話または直接エコネットあさかへ（先着順）。

陸上自衛隊東部方面音楽隊第33回室内楽演奏会

問・問／陸上自衛隊東部方面音楽隊総務担当 〆460-1711(代表)

日時／3月19日(火) 午後7時開演(午後6時15分開場)

会場／川口総合文化センターリリア音楽ホール
(全席自由)

曲目／木管8重奏：ディヴェルティメント 変ホ長調 KV136 (原曲：二長調) / W.A. モーツァルト
Tb4重奏：オラトリオ「天地創造」より「大いなる御業は成就し」 / F.J. ハイドン
Sax5重奏：アラベスク第1番 / C.ドビュッシー など

申込方法／3月5日(火)【必着】までに往復はがき（1枚につき1人）に住所・氏名・年齢・電話番号・「第33回室内楽演奏会」と明記のうえ、〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊東部方面音楽隊演奏会係あてにお申し込みください。

※応募多数の場合は、抽せん。

※記載に不備のある往復はがきは、返信することができない場合があります。

※未就学児童の入場はお断りしています。



里親普及促進フォーラム

埼玉っ子に温かい家庭を ～里親子を知るための集い～

問・問／社団法人埼玉県里親会
〆048-779-7200 〆048-779-7202
<http://www.saitama-satooyakai.jp/>

日時／3月16日(土) 午後1時～4時

会場／さいたま市民会館おおみや小ホール

内容／里親と元里子による体験発表と意見交換、里親制度と社会的養護に関する講演会

対象／里親に関心のある方、体験談を聴いてみたい方など

保育／あり（先着20人まで）

申込方法／3月8日(金)まで、電話、FAXまたはホームページで受け付けます。

主催／社団法人埼玉県里親会、埼玉県、市民参加型里親普及促進事業実行委員会

上級救命講習

問／埼玉県南西部消防本部救急課 〆478-0899

日時／2月23日(土) 午前9時～午後5時

会場／和光消防署

内容／乳児から成人に必要な救命手当とその他の応急手当

※AED（自動体外式除細動器）講習を含む。

定員／40人（先着順・定員になりしだい受付終了）

※再講習の方の受講も可

受講資格／市内に在住・在勤・在学（中学生以上）の方

申込方法／2月12日(火)～15日(金)、午前8時30分～午後5時15分に朝霞消防署または浜崎分署へ直接お申し込みください（電話受付不可）。

第12回市民公開講座「脳卒中の予防と治療」

問・問／独立行政法人国立病院機構埼玉病院 〆462-1101

日時／3月14日(木) 午後1時30分～4時
(午後1時開場)

会場／サンアゼリア（和光市民文化センター）

申込方法／2月28日(木)まで、電話で受け付けます。

合同就職面接会

問／①…埼玉新卒応援ハローワーク 〆048-650-2234
ハローワーク朝霞 〆048-463-2233

②…ハローワーク大宮福祉人材コーナー
〆048-667-8609

日時／2月25日(月) 午後1時～4時

(受付開始 午後0時10分)

会場／大宮ソニックシティ 地下展示場

対象／①大学等卒業予定者就職面接会…平成25年3月大学(院)・短大・高専・専門学校等卒業予定者(既卒3年以内の方も可)

②福祉の仕事就職面接会…福祉・医療系事業所への就職を希望されている方(新卒者も可)

申込方法／事前申込不要。当日直接会場へ

参加企業／埼玉労働局ホームページ(<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。





催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

認知症サポーター養成講座

問/地域包括支援センターモーニングパーク
 ☎0120-247355 FAX 465-5845

日時/2月20日(水) 午後2時～4時
 会場/溝沼町内会館(溝沼市民センター3階)
 内容/認知症に関する正しい知識と理解のために寸劇等を交えながらお話しします。受講者には認知症支援目印のオレンジリングを配布します。
 対象/市民 定員/35人(先着順)
 申込方法/2月1日(金)から電話・FAXで受け付けます。

地域支えあいネット講座

あなたも地域を支える認知症サポーターに！
 ～認知症サポーター養成講座～

申・問/地域包括支援センターつつじの郷 ☎472-1574

日時/2月20日(水) 午後1時30分～3時30分(午後1時15分開場)
 会場/弁財市民センター
 内容/認知症とはどのようなものなのか？寸劇等を交えながらお話しします。
 講師/地域包括支援センターつつじの郷職員
 対象/市民 定員/30人(応募多数の場合は抽せん)
 申込方法/2月13日(水)午後5時までに電話で受け付けます。
 ※車でのご来場はご遠慮ください。

介護予防講演会「認知症に負けない脳づくり！～今、あなたにできること～」

問/長寿はつらつ課 内2636 ☎463-1952

認知症予防のために普段どのような生活を心がければよいのかを、あらゆる方面から考えます。

日時・内容・講師・会場・定員等/別表のとおり 対象/65歳以上の市民の方

日 時	内 容 ・ 講 師	会 場	定員	申込(地域包括支援センター)
3月1日(金) 午後2時～3時30分	「笑って学ぶ☆健康落語」 落語家 柳 家 喬の字さん	中央公民館・コミュニティセンター	50人	朝光苑 ☎450-0855
3月5日(火) 午後1時30分～3時30分	「“いうことをきく” からだづくり」 公益財団法人体力づくり指導協会 西城 真人さん	ゆめばれす(市民会館)	30人	モーニングパーク ☎0120-247355
3月7日(水) 午後1時30分～3時30分	「心身を癒すシニアのための音楽活動」 東京国際音楽療法専門学院 吉村 奈保子さん、渡邊 えりかさん	弁財市民センター	30人	つつじの郷 ☎472-1574
3月18日(月) 午後2時～3時30分	「いつまでも健康でいられる食事づくり」 特定非営利活動法人ぼけっとステーション 管理栄養士	北朝霞公民館	20人	内間木苑 ☎458-2022
3月21日(木) 午後1時30分～3時	「新！笑顔で出来る介護予防体操ケアピクス」 日本ケアピクス株式会社代表 瀧口 晶恵さん	根岸台市民センター	30人	ひいらぎの里 ☎291-9111

申込方法/希望する講演会ごとに各地域包括支援センターまたは長寿はつらつ課へ電話または直接お申し込みください(定員になりしだい受付終了)。※連続した講演ではありません。

わくわくどーむからのご案内

会場・問/わくわくどーむ(健康増進センター) ☎472-6000

<水中ゴザ渡り>

日程/2月10日、17日、24日、3月3日、10日、17日、24日、31日 各日とも日曜日 対象/小学生以下
 時間/午後3時～3時30分 ※終了5分前で参加を締め切ります。3月はタイムも計測します。

申込方法/事前予約不要。当日、開始時間前に25mプールサイドにお集まりください。

<格闘系スペシャルレッスン ～ ワンコイン体験 ～>

イベント名	日 時	内 容
フィットネスタイチー	2月11日(月・祝) 午前10時～11時	中国の太極拳(タイチー)をベースにして作られたプログラム。基礎代謝を大幅に改善し、痩せやすい体を作ります。
リーボック マーシャルアーツ	2月11日(月・祝) 午前11時15分～午後0時15分	西洋ボクシングや空手、少林寺拳法の動作を音楽に合わせて楽しく行う格闘系エクササイズです。

対象/18歳以上の方 定員/35人 料金/500円 申込方法/1階総合受付で受け付けます(定員になりしだい終了)。
 ※詳細はホームページにも掲載しています！<http://www.wakuwakudome.jp>
 主催/Fun Space 株式会社(指定管理者)



22

博物館へ行こう！

朝霞市博物館 〒351-0007 岡2-7-22 ☎469-2285
文化財課文化財保護係 同上(博物館内) ☎463-2927
埋蔵文化財センター 〒351-0033 大字浜崎231-2 ☎486-2244
共通☎468-0079

ギャラリー 展示

朝霞市指定有形文化財
『一夜塚古墳出土遺物』指定記念

いちやづか ひらぎづか 一夜塚古墳と柊塚古墳

開催中！～3月3日(日)まで

「一夜塚古墳出土遺物」が平成24年9月1日(土)に朝霞市指定有形文化財に指定されたことを記念して、朝霞市を代表する二大古墳の出土遺物を紹介しています。指定後、初公開です！この機会にぜひご覧ください！



人物埴輪(頭部)

顔には赤彩が残り、耳飾の痕跡もあります。巫女をかたどった人物埴輪かもしれません。



無脚雲珠

馬をきらびやかに飾る馬具の一部です。間近で見ると、その細やかな文様に驚かされます。

柊塚古墳出土埴輪

家形、馬形、人物埴輪のほか、古墳の姿をほうふつとさせる円筒埴輪を多数展示しています。柊塚古墳の周濠の深さを体感できるコーナーもあります。



くらしと文化の講座「紙」

わたしたちの生活に欠かすことができない「紙」。そこにはどのような歴史文化が息づいているのでしょうか。

【プログラム】

回	開催日	タイトル・講師
1	2月16日(土)	折り紙のむかし・いまー鶴から宇宙へー 折り紙作家・日本折紙学会評議員 まえがわ じゅん 前川 淳さん
2	2月23日(土)	埼玉の紙ー小川和紙の世界ー 埼玉県伝統工芸士 細川紙継承者 たにの ゆうこ 谷野 裕子さん
3	3月2日(土)	紙の文化史 紙の博物館 学芸部長 つじもと なおひこ 辻本 直彦さん

◎時間は各回とも午後2時～3時30分

会場／博物館 講座室

対象：定員／一般(中学生以上)：40人(先着順)

申込方法／電話または博物館窓口で受付(定員に余裕がある場合、単回受講を各回1週間前から受付します)。

重要文化財 旧高橋家住宅からのお知らせ

つるし雛をつくろう

伊豆の稲取地方などに伝わる伝統のつるし雛をかわいらしいちりめん細工で作ってみませんか。



日時／3月2日(土)

午前10時～午後3時

会場／旧高橋家住宅・根岸台市民センター

対象：定員／中学生以上の方：20人

(応募多数の場合は抽せん)

材料費／1,500円

申込方法／電話(文化財課☎463-2927)で2月19日(火)午後5時まで受付。申込結果については、応募者全員に連絡します。

その他／作成したつるし雛は3月13日(水)まで旧高橋家住宅主屋で展示した後に返却します。

旧高橋家住宅ガイドツアー

「つるし雛をつくろう」終了後にガイドツアーを行います。予約不要。お気軽にご参加ください。

おひなさまをかざります！

2月8日(金)～3月13日(水)、旧高橋家住宅の主屋におひなさまを飾ります。高橋家の桃の節句をどうぞ見に来てくださいね！

昨年の様子→



開園時間 午前9時～午後4時30分

休園日 第4金曜日を除き博物館の休館日に準じます
〒351-0005 朝霞市根岸台2-15-10
(根岸台市民センター隣) ☎462-7067

問／文化財課 ☎463-2927

博物館・埋蔵文化財センター お休みカレンダー

開館時間 午前9時～午後5時

休館日 月曜日・第4金曜日(祝日にあたる時は開館)、祝日の翌日(土・日曜日にあたる時は開館)、12月27日～1月4日
※第4金曜日は、文化財保護係の窓口は受け付けしています。

※埋蔵文化財センターの開所時間・休所日は博物館の開館時間・休館日に準じます(臨時の開館・休館は除く)。

2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

申…申し込み 問…問い合わせ 内…内線



ユニカールミニ大会

主催／朝霞市教育委員会
主管／朝霞市スポーツ推進委員連絡協議会
日／3月2日(土) 午前9時～正午 **会**／総合体育館
対／小学5年生以上 **定**／10チーム（1チーム3人、交代要員1～2人可、申込多数の場合は抽せん）、個人での参加可（チーム編成は主催者に一任）※初心者可 **参**／200円（保険料等） **締**／2月22日(金)
申／電話、FAX、はがき、メールまたは直接窓口で次の事項を記入しスポーツ課へ ①チーム名 チーム全員の②住所 ③氏名(フリガナ) ④年齢 ⑤電話番号
問／スポーツ課

初心者水泳教室

～夏までに泳げるようになろう!!
 熟練コーチが丁寧な指導～



主催／朝霞市体育協会水泳部
日／5月19日～6月30日の毎週日曜日 全6回 午後2時45分～4時30分 **会**／朝霞スイミングスクール
対／小学校1年生以上の健康な方 **定**／60人（申込多数の場合は抽せん） **参**／小・中学生4,200円、高校生以上5,250円（消費税・保険料含む）、児童・保護者ペア9,000円、姉妹・兄弟ペア8,000円（保険料含む）
 ※納入した参加費は返金できません。※別途、毎回施設使用料600円がかかります。**締**／4月6日(土)当日消印有効【締切厳守】 **申・問**／往復はがきに参加者氏名・年齢・新学年・(郵便番号)住所・電話番号と㊶水がこわい、㊷顔つけが5秒ぐらい出来る、㊸水に5秒ぐらい浮くことが出来る、㊹少し泳げる、のうち該当する記号を記入のうえ下記へ郵送。
 〒351-0005 朝霞市根岸台2-1-9 渡辺 孝あて
☎090-2172-0309
 ※はがき1枚につき1人（児童・保護者ペア・兄弟も別）。記入もれ、往復はがき以外は無効
 ※既往症は正確に申告してください。
 参加の可否は、5月12日(日)実施予定の説明会案内とともに郵送します。

スキー教室 レベルアップ講習会

全日本スキー連盟級別テストの1級・2級受験希望の方、1級・2級をお持ちのかたのご参加をお待ちしています。



主催／朝霞市スキー連盟
日／3月16日(土)～17日(日) **会**／群馬県・かたしな高原スキー場 **参**／一般20,000円・会員19,000円
締／3月10日(日)必着
申・問／村岡 **☎**049-263-9229
 詳細はホームページをご覧ください。
<http://outdoor.geocities.jp/skiasaka/>

日日時 **会**会場 **集**集場所 **対**対象 **定**定員 **参**参加費
締締切 **持**持ち物 **申**申し込み **問**問い合わせ **内**内線

初心者弓道教室

～あなたも弓道をはじめませんか～

主催／朝霞市弓道連盟
日／4月6日～8月24日までの土曜日 全20回
 午後2時～4時 **会**／内間木公園弓道場 **対**／市内在住・在勤・在学(中学生以上)者 **定**／25人(先着順)
参／8,000円(保険料等) **締**／2月28日(木)
 ※服装、トレーニング用のもので可・白足袋(用具は教室にて用意します)
申・問／千葉 **☎**090-2307-8805
 詳細はホームページをご覧ください。
<http://asaka9.com/>

緑と憩いの散歩道荒幡富士 市民の森と史跡を巡る散策コース 8 km

主催／朝霞市歩こう会
対／小学生以上(小学生は保護者同伴) **持**／弁当・水筒・雨具等 **参**／300円(保険料等) **日・集**／3月24日(日) 午前7時40分 北朝霞駅前広場(雨天決行)
行程／北朝霞駅→新秋津駅(乗換)→秋津駅→西所沢(下車)→勢揃橋→將軍塚→久米水天宮→市民の森→下山口駅 **締**／3月15日(金) **申**／はがきにコース名・参加者全員の住所・氏名・電話番号を記入のうえ、スポーツ課へ。参加決定の通知はいたしません。当日は直接集合場所へ。 **問**／鈴木 **☎**473-2537

なぎなた教室

～あなたも『なぎなた』を体験してみよう!～

主催／朝霞市なぎなた連盟
日／3月16日(土)・23日(土)・30日(土)
 午前9時～11時
会／武道館 **対**／小・中・高校生、一般
参／無料 **申**／当日直接会場へ
 ※運動のできる服装でお越しください。
問／中井 **☎**456-2073



体育・公園施設の還付 振り替えについて

平成24年度体育・公園施設の使用許可を受け、雨天等で使用中止になった許可書をお持ちの方は、還付・振り替えの手続きを体育施設の窓口で行ってください。

問／総合体育館

《還付請求について》

原則4月30日(火)までに請求してください。

持／雨天等で使用できなかった使用許可書・使用許可団体の代表者の印鑑

《振り替えについて》

振り替え期限／3月31日(日) **持**／雨天等で使用できなかった使用許可書(振り替えは、同団体、同施設で3月31日(日)使用分までに充当できます)。



朝霞市内の学校の体育施設を開放しています



教育委員会では、身近な場所でスポーツを楽しんでいただくため、市内の小・中学校の体育施設を下表のとおり開放しています。利用にあたっては、団体登録（年度ごと）と利用申請が必要です。利用できるのは、市内に在住または在勤の方10人以上（高校・大学の部活動、サークルを除く）で構成するスポーツ・レクリエーション団体です。詳しくはスポーツ課へお問い合わせください。

学校名	体 育 館		校 庭	
朝霞第一小学校	土・日曜日	午前9時～午後5時	土・日曜日	午前9時～午後5時
朝霞第二小学校 ☎461-0042	水曜日 日曜日	午後6時～9時 午前9時～午後4時	日曜日	午前9時～午後4時
朝霞第三小学校 ☎471-1630	月～金曜日 土曜日 日曜日、祝日	午後4時～9時 午前9時～午後9時 午前9時～午後4時	木曜日 土・日曜日、祝日	午後6時～8時 午前9時～午後4時
朝霞第四小学校 ☎461-0363	土・日曜日、祝日	午前9時～午後9時	土・日曜日、祝日	午前9時～午後4時
朝霞第五小学校	火・水・木曜日 土・日曜日、祝日	午後6時30分～9時 午前9時～午後9時	土・日曜日、祝日	午前9時～午後5時
朝霞第六小学校 ☎461-0410	土曜日 日曜日、祝日	午前9時～午後9時 午前9時～午後4時	土・日曜日、祝日	午前9時～午後5時
朝霞第七小学校	日曜日	午前9時～午後9時	日曜日	午前9時～午後4時
朝霞第八小学校 ☎465-8381	火・水曜日 土・日曜日、祝日	午後4時～6時30分 午前9時～午後5時	火曜日 水・金曜日 土・日曜日、祝日	午後4時30分～6時30分 午後5時30分～6時30分 午前9時～午後5時
朝霞第九小学校	火曜日 木曜日 土曜日 日曜日、祝日	午後5時～9時 午後6時30分～9時 午前9時～午後9時 午前9時～午後4時	土・日曜日、祝日	午前9時～午後5時
朝霞第十小学校 ☎469-5443	水曜日 土・日曜日 祝日	午後5時30分～9時 午前9時～午後9時 午前9時～午後5時	土・日曜日、祝日	午前9時～午後5時
朝霞第一中学校	水・木・土曜日	【開放施設】 メイン・サブアリーナ・ 武道場 午後6時30分～9時	月～日曜日	【3月～10月】 午後7時～9時 【11月～2月】 午後6時～9時
朝霞第二中学校	木・土・日曜日	午後6時30分～9時	日曜日	午前8時～午後5時
朝霞第三中学校	水・日曜日	午後6時30分～9時	開放していません	
朝霞第四中学校	木曜日	午後6時30分～9時	開放していません	
朝霞第五中学校	木曜日	午後6時30分～9時	開放していません	

※第六小学校校庭の第2、4土曜日の開放は午後1時～5時とします。第二中学校校庭はソフトボール場のみの開放です。
第二・三・四・六・八・十小学校では運営委員会を組織し、開放を行っています。利用にあたっては、直接各学校へお問い合わせください。**それ以外の学校**では毎月1回第3木曜日に総合体育館にて調整会議（利用時間および利用申請）を行っています。

体育施設臨時休館日（2月1日～3月31日）

総合体育館 2月7日(木)、3月15日(金)

武道館 2月19日(火)、3月4日(月)・22日(金)

滝の根テニスコート 2月4日(月)～8日(金)・18日(月)
3月4日(月)・18日(月)

楽しいスポーツで健康づくり 週1回以上スポーツをしよう!!



スポーツ課 〒351-8501 本町1-1-1 内2462
☎463-2403(直) FAX467-4716
✉sports@city.asaka.saitama.jp
総合体育館 〒351-0016 青葉台1-8-1
☎465-9811 FAX464-2429

みんなの図書館

☆所蔵雑誌のスポンサーを募集しています！詳しくは図書館までお問い合わせください。

新着図書の紹介 () 内は所蔵館とコーナー名

一般書

まいにち食べたいおうちはん。(本館・分館 実用書B)
柳川香織／著 日本テレビ放送網 596p
気づかれずに相手を操る交渉の寝技(本館 社会科学)
周川清／著 WAVE 出版 336
百人一首で読み解く平安時代(本館・分館 日本文学)
吉海直人／著 角川学芸出版 911.143
うちのタマ知りませんか？(本館 日本文学)
伊藤綾子／著 角川書店 W1
舗装道路の消えた世界(本館 日本文学)
古川日出男／著 河出書房新社 W7

※新着図書の紹介については、ボランティア団体により音訳テープを作成していただいておりますので、ご利用の方は、お問い合わせください。

0番目の事件簿(本館 日本文学)

メフィスト編集部／編 講談社 W7
八重の桜 1(本館・分館 日本文学)
山本むつみ／作 NHK 出版 W7
つやのよる(本館・分館 文庫コーナー)
井上荒野／著 新潮社 W1

児童書

「あの日」、そしてこれから(本館・分館 児童コーナー)
高橋邦典／写真・文 ポプラ社 K369
動物に心はあるだろうか？(本館・分館 児童コーナー)
松島俊也／著 朝日学生新聞社 K481
かえだま(本館・分館 児童コーナー)
小森香折／作 そがまい／絵 K3

*そのほか多数。数字・カナは図書の分類です。棚にみあたらないときは、職員までお気軽にお尋ねください。
*貸出中などで所蔵館に図書がない場合もございます。
*図書館ホームページでも毎週新刊案内を更新しています。

図書館利用時のマナー

☆図書館は多くの方が利用しています。マナーを守って、皆さんが気持ちよく利用できるようご協力をお願いします。

館内編

飲食

- 飲食は「飲食コーナー」でお願いします。
- 飲食コーナーでの図書館資料の閲覧や自習、ゲーム等とはご遠慮ください。

おしゃべりや遊び

- 図書館は読書や調べものをするための施設です。おしゃべりや遊び、ゲームはやめましょう。

パソコンの持ち込み

- パソコンの利用については、打音等によってほかの利用者の迷惑にならないことを条件にご利用いただけます。

ペットを連れての入館

- ペット連れの入館はお断りしています(ただし、盲導犬等の身体障害者補助犬は除きます)。

雑誌・新聞の抱え込み

- 最新の新聞・雑誌は一人一部ずつの閲覧をお願いします。

携帯電話の利用

- 館内ではマナーモードに設定し、通話をご遠慮ください。

喫煙

- 館内は禁煙です。喫煙は決められた喫煙場所で行います。

ハンディコピー機の利用

- 館内でハンディコピー機、デジタルカメラ等の利用はできません。
- 図書館資料のコピーをとりたい場合は、申請書を記入のうえ図書館のコピー機をご利用ください(ただし、資料によってコピーできないものもあります)。

2・3月の図書館のお休み

- 本館の休館日(第2火曜日、第4金曜日)
2月/12日(火)、22日(金)
3月/12日(火)、22日(金)
- 分館の休館日(第2水曜日、第4木曜日)
2月/13日(水)、28日(木)
3月/13日(水)、28日(木)
- 本館・分館の開館時間
午前9時30分～午後7時
(土・日曜日、祝日は午後6時まで)

リサイクルフェア 開催!

北朝霞分館で除籍した図書・雑誌を無料で提供します。なお、CD・児童書の配布はありません。
日時/2月23日(土) 午前9時30分～午後2時30分
会場/産業文化センター2階 研修室兼集会室
※持ち帰り用の袋などは各自ご用意ください。
※配布資料のタイトル等についての問い合わせはお受けできませんので、ご了承ください。
問/図書館北朝霞分館
※本館のリサイクルフェアは、3月23日(土)、24日(日)に行います。
詳細は、広報あさか3月1日号に掲載します。

♪としょがらの催し物♪

行事等	月日	内容	時間	場所
うさみみタイム (幼児・児童向け)	2/7 (木)	まんが日本昔ばなし 雪女/岩屋の娘25分	午後3時～ [読み聞かせのあと、 えいがか いです]	視聴 覚室
	2/14 (木)	アンデルセン名作童話集⑩ マッチウリの少女 /雪の女王 35分		
	2/21 (木)	100万回生きたねこ 26分		
	2/28 (木)	ごんぎつね 25分		
松の木読書会*	2/15 (金)	『紅梅』 津村節子/著	午前10時～ 正午	和室
おはなしパピブペ (小学生向け)*	2/9 (土)	絵本の読み聞かせ、 素ばなし等	午前11時～ 正午	お話 室
おはなしくらぶ (乳幼児向け)*	2/25 (月)	絵本の読み聞かせ	午前11時30分～ 正午	視聴 覚室

*印は自主サークルによる活動および催しです。

児童文化講座 『おはなしおばさん』がやってくる！ 藤田浩子さん講演会

小道具を使ったおはなし、小さいころに聞いた昔話やわらべ歌、手遊びなどを一緒に楽しく学びませんか？「おはなしおばさん」でおなじみの藤田浩子さんをお招きして、児童文化講座を開催します。

日時/3月10日(日)
午前10時～正午

講師/藤田 浩子さん

対象/子どもの保護者、子どもの読書活動に関わっている方(図書館、保育園、幼稚園、小・中学校、放課後児童クラブ、児童館等で読み聞かせをおこなっている方々)

会場/図書館(本館)視聴覚室

定員/40人(先着順)

申込先/朝霞市立図書館(本館)

申込方法/はがきまたはEメールに「児童文化講座」と明記のうえ、住所・氏名(ふりがな)・電話番号を記入してお送りください。図書館(本館)のみ電話またはカウンターでもお申し込み可能です。

✉tosyo@city.asaka.saitama.jp
※講座受講時は、お子さんの同席はできません。

公民館の

ひろば

施設名	電話番号	FAX	休館日(2/1～2/28)
中央公民館・コミュニティセンター	465-7272	465-7297	2/4・11・18・25
東朝霞公民館	463-9211	463-9212	2/3・11・12・17・25
西朝霞公民館	462-1411	462-1412	2/3・11・12・17・25
南朝霞公民館	461-0163	461-0291	2/4・10・11・18・24
北朝霞公民館	473-0558	473-8725	2/3・11・12・17・25
内間木公民館	456-1055	456-1056	2/4・10・11・18・24

※番号はおまちがいのないようにお願いします。

北朝霞公民館

映画会

お昼前のひととき、お友達や家族をさそって映画会に来ませんか。

日時／2月24日(日) 午前11時～11時55分

作品／「チップとデールの大作戦 宇宙へ飛び出せ！」(44分)
「岩じいさん」(11分)

対象／どなたでも 費用／無料

申込方法／当日直接会場へ

西朝霞公民館

人権教育講座「同和問題における差別の現実と芸術・文化、産業に果たした役割」

差別の現実と芸術・文化、産業に果たした役割を知り、同和問題を多面的にとらえることで理解を深めます。

日時／2月28日(休) 午後2時～3時30分

対象／どなたでも 定員／40人

講師／埼玉県県民生活部人権推進課講師 杉田 修一さん

保育／1歳以上の未就学児(定員5人)

手話通訳／あり(希望がある場合)

申込方法／2月1日(金)から、電話または西朝霞公民館窓口で受け付けます。定員になり次第締め切り

なお、手話通訳及び保育を希望される方は、2月20日(水)までにお申し込みください。

南朝霞公民館

生活教養講座(講演会)「子どものおこづかい、どうしてる？」

悩みの種である子どものおこづかいや、携帯電話の持たせ方、家族で「おこづかい教育」を学びませんか？

日時／2月26日(火) 午前10時～11時30分

対象／1歳～小学生の子どもがいる成人の方

定員／20人 費用／無料

講師／ジブラルタ生命保険株式会社 前田 花苗さん

保育／1歳以上の未就学児(定員5人)

申込方法／2月17日(日)午後5時まで電話または南朝霞公民館窓口で受け付けます。

内間木公民館

コミュニケーション講座「アーティフィシャルフラワー de コサージュ」

春の行事の装いに合わせ、サーモン、クリーム、ラベンダーピンクから1色選んでコサージュを作りませんか？

日時／3月1日(金) 午前10時～正午 対象／成人

講師／坂本 八重子さん 定員／15人

保育／1歳以上の未就学児(定員5人)

費用／800円(材料費) 持ち物／はさみ

申込方法／2月20日(水)午後3時までに電話または内間木公民館窓口で受け付けます。なお、コサージュの色は、3色から受付時に1色お選びいただきます。

中央公民館

朝霞市民大学講座「悠ゆう大学」～大人の楽校～

大人の楽校は単発受講も可能！お仕事で忙しい方、今年は夜間の部も開設します。ぜひご参加ください！

対象／市民(成人) 費用／無料または材料費程度

定員／30人または50人(講座によって異なります。詳しくは下記の日程表をご覧ください)

その他／このコースは、1講座単位の申込みです。全日程申込みも可能ですが受講決定は講座ごとになります。

申込方法／2月21日(休)午後5時まで電話または中央公民館窓口で受け付けます。

【午前の部】

回	日 程	内 容	講 師	定員
1	3月2日(土) 午前10時～正午	【人権教育講座】障害者と共に生きる	日本児童文学者協会 たけうち つねゆき 竹内 恒之さん	50
2	3月9日(土) 午前10時～正午	身体を使って英語ストレッチ	英会話講師 いわつき かずこ 岩月 和子さん	50
3	3月16日(土) 午前10時～正午	笑いコミュニケーション ～ユーモア説得術～	NPO 法人シニア大楽 ふじい けいぞう 藤井 敬三さん	50
4	3月30日(土) 午前10時～正午	暮らしの10分に健康を！ 『効く』ラジオ体操	元 NHK ラジオ体操インストラクター ふじもと なおみ 藤元 直美さん	50

【夜間の部】

回	日 程	内 容	講 師	定員
5	3月7日(木) 午後6時30分～8時30分	巨樹・巨木巡り歩き	巨木巡りの会 とみなが ひであき 富永 秀明さん	30
6	3月14日(木) 午後6時30分～8時30分	ニュースの見方・読み方・楽しみ方	日本広報学会 たかだ まさみ 高田 昌史さん	30
7	3月21日(木) 午後6時30分～8時30分	星空への招待	朝霞市社会教育指導員(元中学校長) こぐれ しんいちろう 小暮 真一郎	30

※申込多数の場合は、市内在住者優先のうえ抽せんいたします。

※申込結果は、はがきまたは封書でお知らせいたします。 ※費用は原則当日集金いたします。

内間木公民館

高倉健の映画を楽しむ会

浅田次郎の直木賞受賞作を、高倉健主演で映画化した人生ドラマ。皆さん見に来てください。
 日時／2月16日(土) 午後1時30分～3時30分
 作品／「鉄道員(ぼっぼや)」(降旗康男監督)(112分)
 出演／高倉健・大竹しのぶ・広末涼子
 対象／どなたでも 費用／無料 申込方法／当日直接会場へ

中央公民館

プラネタリウム春番組紹介
 「春の輝く星空と
 ディーノと行く恐竜ランド」

春の星空と恐竜の世界。夢のあふれる2つの世界の探検に出発！星座の神話は、うしかい座の物語だよ。
 期間／3月3日～6月16日(予定) 日時／毎週日曜日 午前11時、午後1時30分、3時の3回放映 定員／各回90人
 観覧料／子ども(中学生以下)100円 大人(高校生以上)200円
 ※小銭をご用意ください。
 ※朝霞市に在住・在勤(在学・在園)以外の方は、5割増(子ども150円・大人300円)となります。
 受付／当日、放映開始時間15分前から3階プラネタリウム入口前で受け付けます。

中央公民館

プラネタリウム☆あさか
 バックヤードツアー

美しい星空を映すプラネタリウム。その仕組みを学び、皆さんの手で、星空を映し出してみませんか？
 日時／3月2日(土) 1回目：午前10時～正午
 2回目：午後2時～4時
 対象／中学生以上どなたでも 定員／各回10人
 講師／朝霞市社会教育指導員 小暮 真一郎
 申込方法／2月17日(日)午後5時まで電話または中央公民館窓口で受け付けます。

西朝霞公民館

成人教養講座
 <男の厨房！パン作り>

生地から作るピリッと辛い大人のカレーパン&ピザに挑戦しませんか？簡単レシピでお待ちしてま～す。
 日時／3月16日(土) 午前10時～午後1時 対象／成人男性
 定員／20人 講師／唐澤 和代さん
 費用／500円(材料費・保険料)
 持ち物／エプロン、三角巾、ふきん
 申込方法／3月8日(金)午後3時まで電話または西朝霞公民館窓口で受け付けます。

各種相談一覧

相談名	日程	時間	会場	予約・問い合わせ先	内線	電話番号(048)
人権相談	毎月第1月曜日	午後1時～4時	市	人権庶務課	2362	☎463-1738(直通)
女性総合相談	毎週木曜日	午前10時～午後3時	☎	それいゆぷらざ(女性センター)	—	☎463-2697(直通)
DV相談	毎週火～日曜日 毎週火・土曜日(専門の相談員)	午前9時～午後5時 午前9時～午後5時	☎	それいゆぷらざ(女性センター)	—	☎463-2697(直通) ☎463-0356(直通)
法律相談	毎週水・金曜日	午前10時～正午、 午後1時～3時	市	地域づくり支援課	2254	☎463-2648(直通)
行政相談	毎月第2・4月曜日	午後1時～4時	市	地域づくり支援課	2254	☎463-2648(直通)
消費生活相談	毎週月～金曜日	午前10時～正午、 午後1時～4時	市	地域づくり支援課	2256	☎463-1111(代表)
税務相談	毎月第3月曜日	午前10時～午後3時	市	課税課	2232	☎463-2851(直通)
税務相談(税理士会)	毎週水曜日	午後1時30分～4時	税	関東信越税理士会朝霞支部事務局	—	☎465-0025
休日納税相談	毎月第1・3日曜日 (1月の第1を除く)	午前8時30分～正午	市	納税課	2223～6	☎463-2023(直通)
年金相談	毎週木曜日	午後1時～6時	市	保険年金課	2622～3	☎463-1264(直通)
家庭児童相談	毎週月～金曜日	午前9時30分～午後4時	児	家庭児童相談室	—	☎463-2231(直通)
起業家育成相談 (1週間前までに予約)	毎週月～金曜日 (休館日を除く)	午前10時～午後7時	産	産業振興課	2244	☎463-1903(直通)
金融よろず相談	毎月第1木曜日 (祝日の場合は翌週)	午後1時30分～4時30分	産	産業振興課	2244	☎463-1903(直通)
内職相談	毎週火・金曜日	午前9時～正午、 午後1時～4時	市	産業振興課	2244	☎463-1903(直通)
労働・社会保険 (年金を含む)相談	毎月第3土曜日	午後1時～4時	産	産業振興課	2244	☎463-1903(直通)
就職支援相談	毎月第2・4水曜日	午前10時～正午、 午後1時～4時	(第2(水)産 第4(水)市)	産業振興課	2244	☎463-1903(直通)
分譲マンション 管理相談	毎月第1水曜日 (1月は第2水曜日)	午後1時30分～4時20分 (1組50分)	市	都市計画課 (予約は前月第3月曜日から先着順)	2512～3	☎463-2518(直通)
不動産無料相談	毎月第2木曜日 (祝日の場合は第3木曜日)	午後1時～4時	宅	宅建協会県南支部	—	☎468-1717
住宅建築相談	毎月第2水曜日 (1月は第3水曜日)	午後2時～4時	市	建築士事務所協会県南支部	—	☎461-4507
精神保健福祉相談	毎週火・金曜日	午後1時～5時15分	市	福祉課	2658	☎463-1599(直通)
地域包括支援センター 高齢者に関する総合相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時	地	長寿はつらつ課	2634	☎463-1921
栄養相談	毎週月～金曜日	午前9時～午後4時	保	健康づくり課	—	☎465-8611
こころの健康相談	2/21(木)	午後1時30分～3時	保	健康づくり課(2/18(月)まで)	—	☎465-8611

*☎…予約が必要です。 *すべて祝日を除きます。 *日程・会場は変更になる場合があります。

会場 市 市役所 産 産業文化センター 保 保健センター 児 家庭児童相談室(保健センター2階) 地 各地域包括支援センター
 一覧 税 関東信越税理士会朝霞支部事務局(幸町1-3-6石川ビル2階) 宅 宅建協会県南支部 ☎ それいゆぷらざ(中央公民館内女性センター)

不活化ポリオワクチンについて

朝霞地区医師会 まつうら まりこ 松浦 真里子
☎464-4666

◎ポリオとは

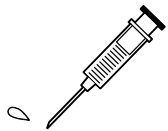
ポリオとは、ポリオウイルス感染による急性のウイルス感染症で、便を介してウイルスが口の中に入って腸の中で増えることで発症します。

大人が感染することもあります。乳幼児がかかることが多い病気です。感染しても多くの場合、症状は現れず、極希に手足に麻痺が現れ、その麻痺が一生残ったり、重症の場合は死亡することもあります。

現在は残念ながら、病気を完全に治す有効な治療法がないので、ワクチン接種が唯一の予防法となっています。

◎ポリオの流行

日本では、1960年に5千人を超える大流行があり、経口生ポリオワクチンを導入し、1980年の1例を最後に現在までは、国内に患者さんはいません。しかし、海外では南西アジアやアフリカ諸国で未だに流行しており、中国でも発症したという報告が最近もあることから、日本にポリオウイルスが入ってくる可能性はいつでもあるといえます。



◎経口生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンになったのは?

2012年の夏まで日本では、ポリオの予防には、経口の生ポリオワクチンが使われていました。

経口生ワクチンは予防効果が高い一方で、毒性を弱めたウイルスを体に入れることで、抗体という予防効果を体に覚えさせます。そのためワクチン関連麻痺といい、ワクチンを接種したことで、極希に麻痺が出現してしまう例があることが問題となってきました。

生ポリオワクチンは、ポリオウイルスの毒性を弱めて免疫をつくるワクチンではありますが、弱いとはいえウイルスは生きています。そのため、ワクチン関連麻痺を防ぐためにポリオウイルスを不活化し、免疫をつくるために必要な成分を取り出して病原性をなくした不活化ワクチンを、海外で施行されてきた実績を基に、日本でも接種することとなりました。

◎不活化ポリオワクチン接種について

2012年9月より、不活化ポリオワクチンが日本でも開始となりました。

現在、国で認められ使用されているワクチンは、フランスで製造されているイモバックスポリオワクチンというもので

す。このワクチンは、初期に作られた不活化ポリオワクチンを改良したもので、流行の可能性がある1型、2型、3型を予防する3価のワクチンです。

イモバックスポリオワクチンは、世界86か国で承認されており、30年以上の実績があるワクチンです。

経口生ワクチンとは異なり、ワクチン接種後にウイルスが便中に排泄されることもなく、ご家族も安全にお子様の排泄物の処理もできます。

現在3か月齢から接種可能であり、DPTワクチンと同様に、3〜8週の間隔をあけながら、初回接種を3回行い、1年後に追加接種を行う計4回接種の方法となります。

経口生ワクチン接種を1回行っている方も、不活化ワクチンに切り替え既定の回数を行う必要があります。

現在は四種混合ワクチンという従来のDPTワクチン+ポリオワクチンが世界に先駆けて、日本で開始されましたが、まだまだワクチンの普及が少ない状況です。

特効薬がない病気であること、現在は国内では流行はありませんが、国際化が進む中、いつでも国内に入り込み流行する可能性があること、流行してからでは予防が間に合わなくなるといったことを踏まえ、大切なお子様の健康、生命を守るために早期の接種を行いましょ。

日曜・休日に実施している医療機関

午前10時～午後4時

月日	場所	施 設 名	科 目	☎(048)	場所	施 設 名	科 目	☎(048)
2	3	新座 橋本内科クリニック	内・小・循内	481-2626	朝霞	はねだクリニック	内・外・消内・肛・放	469-2139
	10	新座 志木南口クリニック	内・外・小・消内・ 整外・肛・リハ	485-6788	和光	和光小児科クリニック	小・内	467-1108
	⑪	新座 片山診療所	小・皮・内	481-0260	朝霞	青柳診療所	内・消内	465-5077
	17	和光 恵クリニック	内・消内・皮	464-9893	朝霞	あおば台診療所	脳外・内・小	474-5270
	24	新座 くりはら内科 クリニック	内・消内・循内	042- 438-6606	志木	幸町クリニック	消内・内・外・肛	485-5600



※当番医は変更になる場合もあります。確認してからお出かけください。



乳幼児と保護者の方へ

※費用について、特に記載しているもの以外は無料です。

麻しん風しんの予防接種はお済みですか？

現在、下記の接種対象者に対して、麻しん風しんの予防接種を実施中です。

第2～4期に該当する方は、まもなく接種期間が終了しますので早めに接種を受けましょう！

【接種対象者】	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
	1歳～2歳未満	平成18年4月2日～ 平成19年4月1日生まれ	平成11年4月2日～ 平成12年4月1日生まれ	平成6年4月2日～ 平成7年4月1日生まれ
	*1歳になったら早めに！	(年長児)	(中学1年生相当)	(高校3年生相当)

【接種期間】 第1期：1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前々日まで
第2～4期：平成25年3月31日(日)まで

※対象者には個別通知しています。転入等で届いていない方はご連絡ください。

※第3期、4期は、国の「はしか撲滅排除計画」に基づき、平成20年度から平成24年度までの時限的措置であり、本年度で接種は終了となります。平成25年度からは、第1期、2期のみの接種となります。

内 容	日時・会場	対 象	そ の 他																				
離乳食実習	3／14(木)・午後1時30分～3時30分 保健センター	H24年10月生の第1子のお子さんとその保護者	定員／36組（先着順） 申し込み／電話で2／21(木)から予約受付開始																				
母と子のつどい	3／21(木)・午後1時30分～3時30分 保健センター	H25年1月生 定員／30組（先着順）	内容／赤ちゃんと育児について、交流など 申し込み／電話で2／14(木)から予約受付開始																				
マタニティ教室 ※2月コースはすでに受付を行っています。	<table><tr><th>日</th><th>程</th><th>定員</th><th>対象（初妊婦）</th><th>実施時間</th></tr><tr><td>3月 （3日コース）</td><td>7(木)・16(土) 21(木)</td><td>36人</td><td>H25年6月～8月 出産予定</td><td>午後1時～4時</td></tr></table>			日	程	定員	対象（初妊婦）	実施時間	3月 （3日コース）	7(木)・16(土) 21(木)	36人	H25年6月～8月 出産予定	午後1時～4時										
日	程	定員	対象（初妊婦）	実施時間																			
3月 （3日コース）	7(木)・16(土) 21(木)	36人	H25年6月～8月 出産予定	午後1時～4時																			
	内容／保育と沐浴、お産の進み方、DVD上映など 会場／保健センター 申し込み／予約受付開始しています。																						
予防接種 乳幼児健康診査	<table><tr><th rowspan="3">予防接種のご案内 (BCG・四種混合等)</th><th colspan="4">3月の乳幼児健診</th></tr><tr><th>4か月児健診</th><th>10か月児健診</th><th>1歳6か月児健診</th><th>3歳児健診</th></tr><tr><td>H24年12月生まれ</td><td>H24年11月生まれ</td><td>H24年5月生まれ</td><td>H23年8月生まれ</td><td>H21年11月生まれ</td></tr><tr><td colspan="5">2月上旬発送予定。通知が届かない場合はご連絡ください。</td></tr></table>				予防接種のご案内 (BCG・四種混合等)	3月の乳幼児健診				4か月児健診	10か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診	H24年12月生まれ	H24年11月生まれ	H24年5月生まれ	H23年8月生まれ	H21年11月生まれ	2月上旬発送予定。通知が届かない場合はご連絡ください。				
予防接種のご案内 (BCG・四種混合等)	3月の乳幼児健診																						
	4か月児健診	10か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診																			
	H24年12月生まれ	H24年11月生まれ	H24年5月生まれ	H23年8月生まれ	H21年11月生まれ																		
2月上旬発送予定。通知が届かない場合はご連絡ください。																							
	※左記のとおり個別通知をしますので、詳細は通知をご覧ください。																						



成人の方へ

内 容	日時・会場	対 象	そ の 他
献血	2/21(木)・市役所1階市民ホール 午前10時～正午・午後1時～4時	16歳～70歳未満	主催/朝霞市献血推進協議会 採血者/埼玉県赤十字血液センター ※65歳以上70歳未満の方については、60歳から64歳までの間に献血をしたことがある方に限られます。

がん検診は受診しましたか？

対象者：受診日に対象年齢以上で朝霞市に住民登録のある方

(ただし、勤務先などで検診を受ける機会のある方は、受診できません)

→年度内(平成24年5月1日～平成25年2月28日)1回限り、下記の金額で受診できます！

注意：①同一種類のがん検診の2回目以降の受診については全額自己負担になります。

②検診後の医療行為、再検査、精密検査等にかかる費用は全額自己負担です。

③乳がん・子宮がん検診については、今年度集団(保健センター)で受診されている方は、受診できません。

申込：協定医療機関へ直接申し込み
※協定医療機関は健康カレンダーまたはホームページをご覧ください。

検診種類	受診費用	対象年齢	内 容	備 考
胃がん	1,000円	30歳以上男女	問診、胃部レントゲン検査	—
子宮がん (頸部・体部)	頸部：600円 頸部・体部1,000円	20歳以上女性	問診、視診、内診、細胞診(※問診の結果により、必要と認められた方のみ体部検診を実施)	※妊娠中・生理中の方は受診できません
肺がん (結核検診)	X線：200円 X線・喀痰：500円	30歳以上男女	問診、胸部レントゲン検査(※問診の結果により、必要と認められた方は喀痰細胞診検査を実施)	※65歳以上の方は結核検診になります
乳がん	1方向：700円 2方向：900円	30代・50歳以上女性 40代女性	問診、視触診、乳房レントゲン検査(マンモグラフィー)	※妊娠中・授乳中の方は受診できません
大腸がん	300円	30歳以上男女	問診、便潜血検査2日法	—
前立腺がん	300円	55歳以上男性	問診、血液検査(前立腺特異抗原測定)	—

※2月の休日歯科応急診療所

実施日 2/3(日)・10(日)・11(月・祝)・17(日)・24(日)

受付時間 午前9時～11時30分

場 所 新座市休日歯科応急診療所 (新座市保健センター)

診 察 料 健康保険法の規定料金 (保険証を必ずお持ちください。)

問い合わせ ☎48-481-2211

☆今月の主な保健衛生週間行事予定
2月は「アレルギー週間」です！

※救急医療のお問い合わせ

●埼玉県救急医療情報センター ☎048-824-4199

●埼玉県南西部消防本部 ☎048-460-0123

※小児救急電話相談

●#8000 (携帯電話からも相談可能)

**市民
伝言板**
市内の公共施設で定期的に活動している団体の会員募集・行事案内を掲載しています。
問／市政情報課 内2343～4
☎463-3059 ☎467-0770(代表)

行事案内

相続でもめたくないと思っている方へ
特別なお知らせ！

日時／2月17日(日) 午後1時30分～4時30分 会場／中央公民館・コミュニティセンター 費用／無料 対象／どなたでも、特に相続でもめたくないと思っている方 申込方法／電話、フェイスブックまたは当日直接会場へ その他／毎月第3日曜日、午後1時30分から開催。3か月に1回は無料相談会も実施 主催／遺言相続安心ネットワーク 問・問／藤田 ☎469-2850

第10回朝霞異業種交流会

日時／2月17日(日) 午後6時～8時 会場／産業文化センター 費用／1,500円 対象／朝霞市および近隣地区で情報発信・交流を深めたい方 申込方法／電話、フェイスブックまたは当日直接会場へ その他／毎月第3日曜日開催。シニア交流会も毎月開催しています。主催／朝霞異業種交流会 問・問／藤田 ☎469-2850

ウクレレ・講座 初・中級

日時／2月19日(火)・26日(火) 午後2時30分～4時 会場／中央公民館・コミュニティセンター 費用／1,000円(教材費) 対象／市民ならどなたでも 申込方法／電話で その他／貸出しウクレレあり(先着6人) 主催／朝霞ウクレレ・サークル 問・問／小林 ☎090-6303-4321

足もみ体験学習会(朝霞市社会福祉協議会歳末助け合い支援事業)

日時／2月14日(木) 午後2時～4時 会場／中央公民館・コミュニティセンター 費用／300円(資料代) 対象／どなたでも、特に高齢の方 申込方法／電話、FAXまたはメールで 持ち物／床に敷くタオル、クリーム、メモ用具 その他／講師 吉田潔さん(官足法) 主催／認定NPO法人メイあさかセンター 問・問／尾池 ☎468-6972 ☎468-7088
✉mayasaka@mayasaka.net

認知症予防の楽脳体操及び脳科学ミニ知識の学習

日時／2月13日(水) 午前11時～正午

会場／浜崎老人福祉センター 費用／無料 対象／60歳以上の女性・男性 申込方法／当日直接会場へ その他／講師 伊藤文子さん 主催／楽脳体操チーム 問・問／松山 ☎464-2717

会員募集

親子リトミック リズムクラブ

日時／毎週木曜日 午前10時～11時 会場／溝沼市民センター 入会金／1,000円 会費／1回500円 対象／未就園児の親子 その他／ピアノの即興演奏に合わせて体を動かし、リズム感を身につけましょう。2月21日(木)午前11時15分～無料体験会を行います。要電話予約 問／前田 ☎465-3093
※1月15日号の電話番号の記載に誤りがあったため、再度修正して掲載しております。ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

りとみくびあの メリーポピンス

日時／月2～3回木曜日 午後3時10分～4時 会場／朝志ヶ丘市民センター 会費／年1,000円 月3,700円 対象／年中児、年長児 その他／リトミックを取り入れて、1人1台のキーボードで練習し、2年間で童謡を両手で弾けるようになります。定員8人 問／久保山 ☎472-7639(午後7時～9時の間にお問い合わせください)

りとみくびあの ピグレット

日時／月3～4回月曜日 午後3時～3時50分 会場／弁財市民センター 会費／年1,000円 月3,700円 対象／年中児、年長児 その他／リトミックを取り入れて、1人1台のキーボードで練習し、2年間で童謡を両手で弾けるようになります。定員8人 問／伊皆 ☎473-3554(午前9時～正午の間にお問い合わせください)

こども英会話サークル

日時／月3回水曜日 午前11時20分～午後0時5分 会場／溝沼市民センター 入会金／1,000円 会費／月3,000円 対象／1歳10か月～3歳の未就園児親子 その他／無料体験会を3月13日(水)午前9時30分から実施予定。要予約。幼児～小学6年生も同時募集。詳細はお問い合わせください。問／喜多 ☎070-5599-2237
✉nshoda@mail.goo.ne.jp

認定NPO法人メイあさかセンター

日時／毎週月曜日 午後1時～5時 会場／市内公民館・市民センターほか 会費／年3,000円(学生1,000円) 対象／学生～高齢者の方 その他／国際協力・交流や高齢者介護予防活動など。マレーシアと児童画交換交流や高齢者や障がい児・者と音楽療法もしています。問／尾池 ☎468-6972
✉mayasaka@mayasaka.net

R.D.Kチアダンス

日時／第2・3・4火曜日 午後6時～7時 会場／溝沼市民センター 入会金／2,000円 会費／月4,000円 対象／幼児～中学生 その他／初心者歓迎。元球団チアダンサーの先生が優しく教えてくれます。問／高柳 ☎090-1700-1652

朝霞太極拳クラブ

日時／毎週木曜日 午後1時30分～3時 会場／武道館 入会金／2,000円 会費／月2,600円 対象／どなたでも その他／簡化24式太極拳をていねいに教えています。見学、体験、歓迎します。問／園 ☎469-6407

東筆会(書道)

日時／毎週金曜日 午前10時～正午 会場／東朝霞公民館 入会金／1,000円 会費／5,000円(3か月) 対象／どなたでも その他／筆に親しんでみませんか。書を学びながら楽しくサークル活動をしています。問／藤田 ☎462-1968

おたまじゃくし(親子リトミックサークル)

日時／月2回木曜日 午前10時30分～11時45分 会場／中央公民館・コミュニティセンター 入会金／800円(保険料) 会費／月1,000円 対象／歩くことができる未就園児(平成25年度募集) その他／先生といっしょに踊ります。運動会や節分などのイベントもあります。随時見学受付中(見学300円、ご入会后返金) 問／和田垣 ☎090-6653-6751

グリーンクラブⅢ(英会話)

日時／毎週木曜日 午後1時～2時30分 会場／中央公民館・コミュニティセンター 入会金／1,000円 会費／月3,000円 対象／どなたでも その他／ネイティブの先生と楽しくおしゃべりしませんか。問／河井 ☎475-0719

📷 朝霞わがまち防犯隊感謝状贈呈式・防犯講演会を行いました

平成24年12月20日(木)、産業文化センターホールで、朝霞わがまち防犯隊感謝状贈呈式・防犯講演会を行い、1年にわたり継続的に自主防犯パトロールを実施している62団体に、感謝状をお渡ししました。

また、講演会では、危機管理アドバイザーの国崎信江さんくにさきのぶえをお迎えし、「安心・安全のまちづくり」という演題で、自主防犯パトロール隊による地域の見守り活動や、あいさつ運動を実施することが、地域防犯につながるというお話に、自主防犯パトロール隊の皆さんは、日頃の活動内容を再確認するため、真剣な表情で耳を傾けていました。



📷 朝霞市女性センターそれいゆぷらざが開所しました！



1月4日(金)、中央公民館・コミュニティセンター内に朝霞市女性センターそれいゆぷらざが開所しました。

開所式典には多くの方に参加いただき、テープカットをとみおか富岡市長、とねがわ利根川市議会議長、かわの川野朝霞市男女平等推進審議会会長が行いました。また、それいゆぷらざに「絵画」、「書道の作品」をご寄贈くださいました、川野紀代美様と鈴木泰代様へ感謝状の贈呈をいたしました。

女性センターそれいゆぷらざは、男女平等の取り組みを支援する総合的な拠点施設として更なる推進に努めていきます。
女性男性を問わず皆さんのご利用をお待ちしています。

建設業許可、入札参加資格申請や電子申請、宅建業、貨物運送の許可、会社の設立、会計記帳、相続／遺言などで困ったら

あさか野行政書士事務所 (松尾行政書士事務所)

行政書士 松尾 信一

電話：048-450-1390

FAX：048-450-1399

朝霞市本町2-7-21

<http://www.gasaka.com>

大切な人との別れは

(株) 花輪 式典

がプロデュースする安心サポートご葬儀で。

施主ご負担金額 朝霞市市民葬儀指定葬儀社

火葬式(密葬) ￥156,870.より(親族10名)

家族／親族葬儀 ￥195,870.より(家族／親族15名)

上記別料金：式場使用料・飲食代・バス・返礼品・心付・子供花・枕飾等

TEL 048-451-0401

〒351-0005 朝霞市根岸台4-11-12 <http://shiminso.jp>

相続・遺言・遺留分減殺・交通事故被害・離婚・債務整理の初回相談料(1時間)は、**無料**です！

その他、民事事件・家事事件・刑事事件・少年事件などのご相談にも応じます。

●法律相談の予約は、電話または窓口にて受け付けております。

法律相談料は1時間まで5,250円(税込)以後30分ごとに5,250円です。

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後7時 / 土曜日 午前9時～午後6時

TEL 048-472-7300



塩味法律事務所

Shiomi Law Office

〒351-0022 朝霞市東弁財2-12-21

<http://members2.jcom.home.ne.jp/shiomi-law-office/>



【埼玉弁護士会所属】

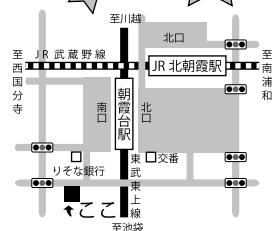
代表弁護士 塩味 達次郎

弁護士 塩味 滋子

弁護士 上野 奈央子

弁護士 長瀬 昇平

弁護士 岡崎 篤嗣



広報あさか No. 667

発行日／平成25年2月1日(毎月2回1日・15日発行) 発行人／朝霞市長 編集／朝霞市市政情報課

朝霞市役所／〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1 TEL 463-1111(代) FAX 467-0770(代)

広報あさか音声テープを図書館本館と北朝霞分館で貸し出しています。

広報あさかは再生紙を使用しています



この印刷物は環境にやさしい「植物油インキ」を使用しています